

令和7年第2回津南町議会定例会会議録

(6月11日)

招集告示年月日		令和7年6月3日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和7年6月11日 午前10時00分			閉会	令和7年6月13日午後0時06分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	月岡奈津子	応・出	7番	風巻光明	応・出	
	2番	滝沢萌子	応・出	8番	石田タマエ	応・出	
	3番	村山郁夫	応・出	9番	棄原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	10番	吉野徹	応・出	
	5番	久保田等	応・出	11番	江村大輔	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	12番	恩田稔	応・出	
地方自治法第121条 の規定により説明 のため出席した者 の職・氏名 (出席者:○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	農林振興課長 農業委員会事務局長	小島孝之	○	
	副町長	根津和博	○	観光地域づくり課長 DMO推進室長	石沢久和	○	
	教育長	島田敏夫	○	建設課長	鴨井栄一郎	○	
	農業委員会長	藤ノ木稔	○	教育委員会教育次長	滝沢泰宏	○	
	監査委員	藤ノ木勤	○	ジオパーク推進室長	五十嵐誠	○	
	総務課長	高橋昌史	○	会計管理者	太田昌	○	
	福祉保健課長	野崎健	○	病院事務長	小林武	○	
	税務町民課長	鈴木真臣	○				
職務のため出席した者の職・氏名			議会事務局長	保坂晃久	議会事務局班長	太田一規	
会議録署名議員		5番	久保田等	10番	吉野徹		

[付議事件]

(6月11日)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員会の報告

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 一般質問(4名)

議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

ただいまから令和7年第2回津南町議会定例会を開会し、これより本日の会議を開きます。

—（午前10時00分）—

議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

議長（恩田 稔）

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、5番、久保田等議員、10番、吉野徹議員の両議員を指名いたします。

日 程 第 2 議会運営委員会の報告

議長（恩田 稔）

議会運営委員会の報告を行います。

本定例会の運営について議会運営委員会を開いておりますので、議会運営委員長から報告いただきます。

議会運営委員長。

議会運営委員長（吉野 徹）

議会運営委員会より報告をさせていただきます。

去る6月4日でありますけれども、令和7年第2回定例会につきまして議会運営委員会を開催させていただきました。

今回の第2回定例会の会期は、本日11日から13日までの三日間とさせていただきます。

今回、一般質問者は8名であります。議案等10件であります。請願・発議案等はございません。

本日11日は、一般質問を4名の議員の皆様方から行っていただきます。明日12日は、残り4名の議員の皆様方から行っていただきます。13日、終了日は、残りの議案審議等を行っていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

日 程 第 3 会期の決定

議長（恩田 稔）

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 13 日までの三日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。 — (異議なしの声あり。) —

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 6 月 13 日までの三日間と決定いたしました。

日 程 第 4 諸般の報告

議長（恩田 稔）

諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情は、お手元に配布した写しのとおりです。

次に、地方自治法第 199 条の規定により、定期監査の監査報告書がお手元に配布したとおり提出されましたので報告いたします。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配布したとおり提出されましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終了いたします。

日 程 第 5 一般質問

議長（恩田 稔）

一般質問を行います。

通告にしたがって、順次発言を許可いたします。

質問は、1 回目は演壇で、2 回目以降は質問席で行ってください。

なお、一般質問は1 議員につきおおむね 60 分以内に制限し、3 回以上の発言を許可いたします。質問、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

議長（恩田 稔）

4 番、関谷一男議員。

(4 番) 関谷一男

4 番、関谷一男でございます。

通告に基づきまして、3 点、質問させていただきます。

1. まず、1 点目ですが、ひまわり広場についてでございます。駐車料金について特別な決

まりがあるのか、お伺いいたします。

(1) 有料駐車場でありながら、営業時間、開園時間以外は無料開放されているのはなぜか、お伺いいたします。

(2) 営業時間内であっても、条件によっては雨・風等のときは料金を徴収しない決まりがあるのか、お伺いいたします。

2. 旧大倉スノーシェッドについてお伺いいたします。

(1) スノーシェッド内で令和5年に、導水版の腐食により落下事故が発生してから全面通行止めになっておりますが、対策が不十分ではないかということをお伺いいたします。現在、バリケードに立て看板、カラーコーンのみで、現状は自転車、バイク、シニアカー等は侵入できる状態であります。これは大変危険なので、しっかりした対策をとるべきだと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

3. 新灰雨反里トンネルが開通した場合についてです。

(1) 旧灰雨トンネル、スノーシェッドですが、から新トンネルの間は町道になるのか。

その場合、除雪、道路修繕、維持管理は町の負担になるのか、お伺いいたします。壇上からは以上です。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

4番、関谷一男議員にお答えいたします。

大きな1点目、ひまわり広場に関する御質問の1点目、「有料駐車場であるが、営業時間以外は無料開放しているのはなぜか」、2点目、「営業時間内でも条件によっては徴収しないのか」については関連がありますので、一括してお答えいたします。例年、沖ノ原で開催している津南ひまわり広場については、平成2年に青年農業者の仲間で遊休農地の緑肥として栽培を始め、平成5年より町の観光事業として取り組んでまいりました。当初、駐車場料金は頂いていませんでしたが、徐々に来訪者が増え、駐車問題が発生したため、平成11年に現在の場所へ移動しました。そのなかで、地元集落や有志でひまわり開花期間に飲食の提供や写真撮影サービスなどの来場者へのおもてなしを始めました。それまでにも大勢のカメラマンがひまわり畑の撮影に訪れており、その多くのカメラマンは日の出直後の早朝のシャッターチャンスを狙って撮影に来ていました。平成16年より土日のみ、平成17年より平日を含めた期間中全日の駐車場料金を徴収するようになりましたが、24時間、係員を配置して料金を徴収することができず、また、夜間、駐車場を閉鎖して、早朝カメラマンの路上駐車を容認することもできないため、駐車場閉鎖はしておりません。駐車料金の徴収時間ですが、現在はひまわり畑開園期間の午前9時から午後5時となっておりますが、これは露店の皆様との協定の中で決めた露店開店時間と同じです。ひまわり広場への来場者からは、ひまわりの鑑賞、かかしコンテストや迷路などのイベント、そして、露店サービスの全てのコンテンツが楽しめる状態で初めて駐車料金を頂いているので、露店が開店していない夜間は駐車料金を徴収しておりません。また、ひまわり開園期間中であっても、

ひまわりが咲いていなかったり、既に花が終わっているため、観光客が楽しめないと判断した場合は料金を徴収しておりませんし、大雨などでひまわり迷路などを楽しめないと判断した場合も料金の徴収はしておりません。ちなみに、昨年のひまわり広場で雨により料金徴収をしなかった日は二日ございました。

2点目、「旧大倉スノーシェッド内で令和5年に導水板の腐食による落下事故が発生してから全面通行止めになっているが、対策が不十分ではないか」についてお答えいたします。令和5年10月にダンプトラックの上部にコンクリートの継ぎ目からの湧水を受ける導水板が腐食により落下するといった物損事故が発生しました。現在、簡易的なバリケードで対応しているところですが、車両、自転車、歩行者等進入できないよう改めてセーフティネット等によりバリケードを設置し、安全対策を講じたいと考えております。引き続き、随時、職員による目視点検を実施しながら、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

3点目、「灰雨反里トンネルが開通した場合、旧道となる路線の除雪、道路修繕、維持管理は町の負担になるか」についてお答えいたします。灰雨反里トンネルを含む国道117号灰雨改良事業は令和2年度より工事着手し、トンネル掘削工事は令和4年より開始され、令和6年3月に貫通式が行われました。現在はトンネル内照明設備、非常用設備工事及び雪崩柵設置工事等が施工中で、可能な限り早期の供用開始に向けて事業が進められております。旧道となる路線については、令和2年にその他町道灰雨反里線として認定いただきおり、灰雨改良供用開始後は町の管理路線となるため、維持管理は町の負担となります。また、令和6年8月に灰雨改良供用開始後の国道と町道の境界を協議したところであり、今後、維持管理を含め除雪体制等、検討してまいります。

以上です。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

それでは、順番に再質問させていただきます。

まず、ひまわり広場についてですが、私は昨年、駐車場係で広場に手伝いに行っておりました。そこでひまわり広場に来られたお客様から、駐車場について指摘されたことが2点ほどあります。そのことについて、今日、質問させていただきます。「開園時間外でも解放されているのはどうしてであるか。もし、開放してあるのであれば、情報発信を示していただきたい。」と話されました。お客様は、「開園時間よりも早く津南町に到着したので、コンビニ等の駐車場で時間調整をして来た。」と話しておりました。「ひまわり広場に来て、他のお客様と話をしているなかで、他のお客様が開園時間以外でも駐車場は解放されていたと聞きました。そうであれば、駐車場は開園時間以外でも解放していることを示すべき。」と言っておられましたが、町はこのことについて、どのように考えておられるか、お伺いいたします。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

先ほど、町長答弁でもありましたとおり、まず、駐車場の入口をバリケードで閉鎖したとすると、路上駐車を招きかねないという課題が発生します。ですので、開園はしていいけれど、取りあえず勝手に停めることはできるという状況になります。では、それをわざわざ広報するのかということになると、かなり微妙な問題かなと考えております、「開園時間はこの時間帯ですよ」ということで、決してそこで「夜間来てくださいね」ということではないので、その点は、あくまでも「開園時間はこの時間帯です」という告知をさせていただいております。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

お客様は、開園時間以外は駐車場というのは閉鎖されているものと考えている方が大勢おられるようです。そして、これを最初に言われましたお客様は、「時間調整のためにコンビニの駐車場で車内で待っていたのですが、夏のため暑くてしようがない、エンジンはかけられない、窓を開ければ虫が入ってくる。」というようなことを言わされておりました。「駐車場が解放されているのであれば、真っすぐ来て駐車場でゆっくりと休むができるのに、なぜそれを開示しないのか。」ということを言わされていましたが、その点については、どう考えておられますか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

先ほども言ったとおり開放しているわけではなくて、たまたまそこに停められるというだけの状態でありますので開放はしておりません。ひまわり広場は、あくまでも露天とひまわり迷路とひまわりの美しい花、この三つ、あと、かかしコンテストとかいろいろありますけれども、案内所とかも含めて開園という時間帯の設定になっております。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

お客様にすると、開放していないと言われても、そこに自由に停められるわけですから、なかなかそれは納得いかないのではないかと思います。やっぱりそういうものであれば、「24時間、時間外でも駐車場は使用できますよ」ということを示されないのでしょうか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

今、おっしゃることは理解はできるのですけれども、あくまでも「開園時間はこの時間です」という言い方しか我々は今のところ告知するつもりはありません。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

では、このことはまた後で触れさせてはもらいます。

次に、やはり別のお客様ですが、駐車料金。先ほど、町長答弁の中で、「雨が降ったり何かしたときは時間内であっても徴収しない」という答弁がございましたけれど、お客様にすると、「前のお客様は払っていないのにスルーしてしまった。なんで自分は払わなければいけないんだ。」というようなことを聞かれました。これは不公平ではないかということなのですが、その辺はどのように考えておられるのでしょうか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

町長答弁でもありましたとおり、天候によって、ひまわり迷路の中に雨が降って入られない、ひまわり広場が機能的に十分でないという状況は、現場の中で判断させていただいております。目の前の車が通ったけれども、というのは、雨がやんで、その時にまた料金徴収を再開しようという我々のほうでの判断のことだと思いますけれども、なかなか全てを一律に管理するのが難しいという現場側の判断でございます。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

実は、無料で入ってきたお客様がこう言われたのです。「料金を不正に払わなくてごまかして入ってきたんじゃないんだ。料金所に係員がいなくて入ってきたんだ。それでごまかして入ってきたの、不正に入ってきたと思われるるのは心外だ。」と。それで私に駐車料金を払うということで現金を差し出しました。しかし、私は領収書も持っていないし、パンフレットや商品券等も持っておりますので、預かることはできないと言い、すぐプレハブの開催事務所に行って、「料金はやっぱり頂こうじゃないですか。」と話しましたが、すぐ対応をしていただけないような感じでございました。そういう点は、どういうふうに考

えておられますか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

その時のケースがどのような事案であったかは定かではないのですが、今までの経緯からしますと、閉園直後に入ってきたいただいたお客様で、わざわざ案内所までお金を払いに来ていただいた方もいらっしゃいますが、「もう既に露店等が閉鎖になっておりますので、料金は不要ですよ。」ということでお断りをさせていただいております。ただ、あえて推して「料金を払います」と言っていただいたお客様に関しては、「有り難く寄附金として頂きます」というかたちでもらったこともあるという報告を受けております。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

時間内で駐車料金を徴収する決まりになっているのであれば、やはりそれを重視して、雨が降ったりですとか特別な事情があった場合は、看板等で「しばらくお待ちください」という対策をとって平等にするべきではないですか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

「しばらくお待ちください」という看板が良いのかどうかは天候のことですので、それが再開する、要は晴れ上がるということであれば、そういう看板も出せるのかなということですが、逆に、確かにおっしゃるとおり、「雨天中のため、現在、料金は徴収しておりません」という看板は出す可能性はあるのかなと思いますので、そこは検討したいと思います。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

駐車場に関しては、いろいろな駐車場があります。ショッピングセンターとか病院とか無料で開放している駐車場もあります。でも、やっぱり様々なトラブルが駐車場では起きるのだそうです。このひまわり広場も、今現在、トラブルというのは起きていないかもしれませんのが、小さなこと、些細なことでトラブルが起きないとは限りませんので、そういうところをやっぱりきちんと基準を作ったほうが良いのではないかと改めてお伺いし

ますが、いかがですか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

駐車場内のトラブルは、車両の接触等、いろいろあろうかと思います。こういったものは、なるべく我々のほうもそういう問題が起きないように注意はしているところではありますけれども、先ほど、関谷議員がおっしゃっておりました内容については、恐らく料金上のトラブルのことかと思います。先ほど、町長答弁でもありましたとおり、まず、ひまわりの開花状況、ひまわり迷路、露店サービス、このコンテンツがフルセットの状態を一つの料金徴収の目安とさせていただいております。そこら辺を御理解いただければと思います。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

大体理解をしましたけれども、ひまわり広場は、津南まつりや雪まつりのように一夜の盛り上がりで終わる行事ではございません。1か月近く続くイベントでございますので、役員の方やスタッフの方にはそれなりの苦労もあるし、大変な思いをされておられるのだとは思いますが、来られたお客様に楽しんでいただくとともに思い出を作り、また、喜んでいただくるとともに感動されて楽しく帰られることはがベストだと思います。多少のこと、小さなことで不快な思いをされて帰られることは、やはり気を付けなければいけないのではないかと思いますので、その点はしっかりともう一度確認をしていただき、皆様で協力してトラブルの無いようにしていただきたいと思いますが、最後にいかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

御意見、ありがとうございます。我々のほうも、日々、ひまわりが天候によって早く咲き過ぎにならないかとか、いろいろと心配なところをやりながら、スタッフはがんばっているところでございます。おっしゃったとおり、なるべく皆様から津南町に良い印象を持っていただけるように、我々としてもしっかりとやっていきたいというところでございます。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

(4番) 関谷一男

分かりました。

それでは、次に大きな2番目といたしまして、旧大倉スノーシェッドについてお伺いいたします。私は、この大倉スノーシェッドについて議場で質問するのは令和5年12月の議会以来、2回目でございます。スノーシェッドについて、住民が「スノーシェッドが本当に危険なのか。もし、そうであるならば、対応がずさんではないか。」と話されていることを聞きました。また、看板等に木の枝を乗せている状況も見られます。これは風で飛ばされないようにしているのか、侵入を防ごうとしているのか分かりませんが、スノーシェッドについて住民の方もいろいろ考えておられるようです。町はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。ずさんというのは、多分、こういう状況ではないかと思います。

一（関谷議員、資料を提示。）一 入口が長野寄り・津南寄りとありますが、こちらは長野寄りのほうの全面通行止めの端です。これは雪の中ですが。バリケードが多分もう一つあって、真ん中に看板があったのだと思いますが、全面通行止めの看板は端にあって、バリケードは多分雪の下になっている状況。反対側の津南側の出入口は、立て看板。バリケードは何もありません。カラーコーンだけです。こういうものを見まして、町民の方は対応がちょっとおかしいのではないかと。緊急でこういう状態にしてあるのであれば、すぐスノーシェッドを開放するのではないかという考え方もあるようですが、この点について、お伺いいたします。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

令和5年度、導水版の腐食による落下事故がございましたが、それ以来、通行止めとさせていただいております。その時も昨年もそうですが、うちの職員により目視によって点検させていただいております。それで、やっぱり同じような導水版があと7か所ほどございまして、やっぱりそれも腐食が随分進んでいるなど感じております。ですので、通行止めを継続させていただいているところです。バリケードの仕方につきましては、遅れて大変申し訳ありませんでしたが、今後はセーフティネット等を設置しまして、侵入できないようにさせていただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

(4番) 関谷一男

では、もう一つお伺いします。令和5年に落下事故が起きてから、非常に長い間、通行止めにしているわけですが、ここに来て急にしっかりした対策を取っておられます。これは町が指示したのだと思いますけれども。今までのようなバリケードに立て看板という対策ではなくて、町長もさっき言いましたが、ネットをきちんと張りまして、完全に入られない状況になっています。これをなぜ急にされたのか。多分、6月6日、先週の金曜日だ

と思います。まだ1週間たっていないわけですが、これをなぜ急にされたのか。それには町民から指摘があったのか。今おっしゃったとおり、職員が目視して、これは問題があるなと思われたのか。それとも、大きな理由があるのか。その点について、お伺いいたします。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

事故以来、目視による点検だけなのですけれど、させていただいています。一番最初の頃は大体2か所ほどだったかなと思っております。昨年、何回か行かせてもらったのですけれど、秋頃になつたら腐食が随分いきなり進んできたと感じております。それで今年の春、もう1回行きました、これはもうちょっとがっちりしたほうが良いのではないかという話をさせていただいたところで対応させていただきました。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

私もネットを張った対策を取られた両出入口を見させていただきまして、誠にしっかりといる対策を取ってあるなと感じております。これは大変良かったと思っております。これでずさんではないかというのは解消されたかと思いますが、これとは別に、スノーシェッド内の安全対策を考え、開放するということは考えられなかつたのでしょうか。お伺いいたします。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

やはり目視点検ではございますが、導水版の腐食によるものがまだあるということと、やっぱり1回こういうことがございましたので、一般開放となりますと、職員だけの目視点検でなくて、詳細といいますか、通常といいますか、そういう点検も必要ではないかと考えておるところでございます。これについては予算も関係することですので、今、検討しているところでございます。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

スノーシェッドについては、関心を持っている、活用できることを願っている町民も多

くおられると聞いております。導水版の腐食による落下事故後、全面通行止めになっておりますが、修繕は天井のみで、また、全体ではなく3分の1から2分の1程度で済むのではと思います。町でも事故発生後、転検討をされていると思いますが、これについて見識があるのであれば、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

導水版の腐食がございますが、この対応としましてやはりこの撤去が必要であると思っております。この継ぎ目の所に導水版が設置されていて水が落ちてくるのを防いでいるというものでございますので、これを撤去し、また新しいものを設置していくと、そういう対応が必要なのかななど考えております。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

建設課の職員の中には、トンネル、隧道、こういうスノーシェッドに詳しい方もおられるのではないかと思いますので、もう一度、しっかり点検をして、なんとか解放できるような状態にしていただければと思います。

次に、私がこのスノーシェッドの質問をすることについて、町民の方からメッセージを頂きました。これは私に対してアドバイス的な面もあるのかなと思い、大変感謝をしているところでございます。この町民の方によりますと、「スノーシェッドはランニング、散歩、健康トレーニングを使う人も多くおられるので、規制をするよりも活用策を考えるべき。」とありました。「規制ではなく、活用面から取り上げてください。」とありました。これは、私もスノーシェッドは活用できる体制を整えておくべきだと思います。それにはまず、スノーシェッド内の整備、安全対策が必要ですが、やはり整備に力を入れていただきたいと思います。これは町長のほうから答弁いただいたほうが良いのではないかと思いますが、お願ひいたします。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

よくありますよね、トンネル内を活用されている事例が。松代から上越に行く途中のトンネルですとか、大地の芸術祭などで活用されていたり、日常の運動などで活用されたりしている事例があるかと思います。私、今のトンネルの中を実際に歩いてみましたけれども、広いのは分かりますし、どのくらいでも活用できるのか、現時点ではなんとも言えませんけれども、議員からそういった声が上がったということについては受け止めさせてい

ただいて、また私どもの活動の参考にさせていただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

今の旧大倉スノーシェッドの状況を見ますと、非常に御粗末というか、すぐに使えるような状況ではないなと思われるかもしれませんけれど、あれをしっかりと掃除をしてきちんとしていくと、まだまだ使用可能なスノーシェッドだと思います。今は草ぼうぼうであったり、山の土砂が少し車道に落ちてきたりしている状況でございますが、県から町に格下げになった時、車道はきれいに舗装されているはずです。そして、柱が約100本近くある。その間のセーフティポール、安全ポールですが、歩道から車道に入られないようにポールが2本ずつ設置されているのですが、そのポールは今言ったように腐食してさびて自然に壊れる状態、ちょっとハンマーですれば壊れる状態にあります。そういうものは県もしっかり見ていて、新しいセーフティポールを全線に設置してあって、それはきれいなポールが立っていると思います。そういうことで、必ずしも全体に予算を付けなくても、部分的に解放できるのではないかと私は思っています。そして、今現在は大倉の新トンネルが開通しておりますので、このスノーシェッドを利用する頻度が下がるのは当然でございます。しかし、新しいスノーシェッドでも何が起こるか分かりません。人身事故、多重事故、火災事故、そういうものが起きたとすれば、この検証のために一日、二日、通行止めにする可能性があります。そのためにも、旧大倉スノーシェッドを整備しておくことは非常に大切だと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

先ほどもお話をさせていただきましたが、やっぱり点検が必要であるかなと思っておりますし、また、その点検によって、どの部分がどれくらい傷んでいるというところが出るかと思いますので、それにもよりますけれど、どの程度の修繕で開放できるのかというのも含めまして、予算もそうなのですから、今後、検討していくかなければいけないとも思っております。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

私にメッセージをくれたという方が最後にこうつづっているのですが、「点検管理や修繕コストに対応しなくてはいけないというのは言い訳であって、やる気があるか無いかの違いだ。」と、こうおっしゃっておられます。私もそうではないかなと感じております。「非常

に活用する部分が多くあるので、活用できるようにしてください。」というふうに締めてありました。私もそうですので、もう一度考え方直して、ぜひ、このスノーシェッドには力を入れていただきたいと思います。

最後に、これも町長にお伺いいたします。スノーシェッドは令和5年の事故後、長い間、全面通行止めになっているわけですが、町はこのまま規制を掛けて通行止めで通そうと考えておられるのか。あるいは、予算を付けて少しでも早く解放、通行できるようにしようと考えているのか。このどちらか、町長から答弁いただければと思いますが、お願ひいたします。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

今現在につきましては、すみませんが、はっきりした開放のめどというものは出ておりません。今、建設課の工事につきましては集落内の町道、これがやはり舗装関係が随分傷んでいる所がひどく数多くありますし、集落からの要望もすごくあるところでございます。ここ数年、そのような集落要望に対応、また、舗装の修繕等、そちらのほうを重点的に工事をさせていただいているところでございます。このスノーシェッドにおきましては、今後、目視だけではない点検も必要であるかと考えておりますので、また今後、検討してまいりたいと思います。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

どれくらい活用が見込めるかというところだと思います。人口が減少しているなかということもありますので、どういうふうに活用されるか、地域の皆様の声というのも重要なと思います。また、そういったものを踏まえたなかで判断してまいりたいと思っております。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

これも一昨日、歩いて見ましたら、しっかりネットが張っていて、今度は簡単にスノーシェッドの中には入られない状況になっています。歩いていったけれど、Uターンしてきました。それで聞いてみたら、「いや、全然歩くのに支障はない。」というような話をされるとともに、「このままにしておくと、サルやシカや、そういう獣道になってしまいます。まだ町道ですので、やっぱりきちんと整備していただきたい。」というお話を聞きました。そこら辺もぜひ検討材料にしていただきたいと思います。

では、スノーシェッドについては、これくらいにします。

次に、新灰雨反里トンネルが開通した場合です。旧灰雨スノーシェッド、新しいトンネル間の道路が町道になり負担が掛かるということですが、まず、除雪の面でお伺いします。車道除雪はタイヤショベルなりロータリ車が整備されているわけですので、さほど問題は無いのかなと思いますが、歩道除雪と凍結防止散布剤、これはどのように考えておられるのか、また、どのように対策を取られるのか、お伺いしたいと思います。町は残念ながら、歩道除雪車も塩カル散布車も所有していないわけですので、これをどのように対応されるのか、お伺いしてみたいと思います。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

除雪体制につきましては、これから検討するという段階でございます。町には歩道除雪車も無いし散布車もございませんので、今現在、業者がやっているところでございますが、この除雪の方法等をまた業者とも一緒に検討していかなければいけないと思っております。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

ちょっと簡単なことをお聞きしますけれども、わざわざ負担が掛かるものを町道に格下げしてもらわなくとも、今までどおり旧道の県道として取り扱ってもらうことはできないのですか。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

そちらにつきましては、バイパス工事に対する旧道の仕様といいますか、管理の方法、一番最初にバイパスの工事をする時に、バイパス工事完了時の旧道の管理の仕方と計画に入るわけでございますけれど、やっぱりそのまま県道にしておくということはできないということで、町道で引き渡しとなりました。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

今度、町管理になる、町道に格下げになるということなのですけれども、まだ新しいトンネルの所に信号は付かない。取付けの道路改良をして、直角にして、左右安全確認がで

きるようとするという話のようですが、本当にそれで安全が確保できるのかなと。左折する車はいいけれども、右折の車はかなり危険な状況になるのではないかなというような感じを私はしております。

それと、もう一つ。この新灰雨反里トンネルは令和9年に開通予定ですが、1年早めて来年、令和8年に開通させたいという話も聞きます。これが実現すると、なかなか町も落ち着いて構えていられないのではないかと。対策をしっかり考えていかなければならぬと思うのですが、町はいつ開通しても対応はしっかりと考えているということでおろしいでしょうか。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

私どものほうには、令和9年の供用開始予定という話を聞いております。安全設備等につきましては、今のところ、大割野側といいますか、そちら側に右折レーンができるという話は聞いております。毎年、県による地元説明会をさせていただいておりまして、その中でやっぱり安全関係の話も出てきております。今後、県によりまして、交差点に特化した説明会を行う予定となっておりますので、そこの協議の上でということになりますが、信号とか、そういう安全施設につきましては基本的に警察の管理となります。その説明会を行うなかで、そのように必要であると考えるものがありましたら、県のほうから警察のほうにお話ををしていただくということとなっております。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

では、もう1点、お伺いいたします。これは町道管理になると、今現在、灰雨スノーシェッドの中は道路が非常に傷んでおります。役場の職員も隧道を通って役場に勤務に来られる方もおられると思います。通れば分かるとおり、がたがた運転しづらい。こういうところはしっかり県のほうに舗装修繕を要望して、オーバーレイをきちんとしていただくようになつかりお願いをしていくべきだと思います。また、これから職員の方も、この町道になる区間をしっかり点検していただいて、不具合な所は見逃さずに、対策をしっかり県に要望していくべきだと私は思います。県からも町のほうに何か要望があれば出してくださいというような指示が出てているのではないかと思うのですが、その辺を踏まえて、旧大倉スノーシェッドのような状況にならないように、しっかり点検をして不具合がある所は見逃すことなく、しっかりと要望して対応を取っていただくということは大切ではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

旧道部分の引渡しに関してでございますけれど、令和3年に県との協議がございまして、旧道引渡しに対して修繕の要望を県のほうに提出させていただいているところでございます。その中には、もちろん側溝や集水枠とかブロック等、擁壁とかフェンスの修繕等も含まれておりますし、スノーシェッド本体もありますし、内部の舗装、スノーシェッド外の所の舗装についても、全部で18項目くらいですが、要望書を出させていただいております。そして、令和3年くらいから随時、修繕を県よりしていただいているところで、今年におきましては、スノーシェッド本体の修繕を行って、今現在も行っていると思います。今後、供用開始までに全てというわけにはいかないのかもしれませんけれど、県のほうから修繕を随時、行っていただいているところでございます。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

では、最後にもう1点だけお伺いいたします。町道になった場合、負担ばかりが掛かるのか。利点というものは何かないものでしょうか。負担ばかりで全く利点というのは無いと、そう思われているのか。町道になって、こういうふうにして、こういうふうになれば、また補助をいただいたり、支援していただいたりすることができるというような利点面はないものでしょうか。お伺いいたします。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

旧道に対するということでしょうか。それは特別には無いかと思います。トンネルができますと、やっぱり事故も少なくなりますし、流通もスムーズになるということでございますし、津南町の国道117号で一番ネックであった所が灰雨スノーシェッドであったということでございますので、その部分が解消されるということでございます。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

そういうものではなくて、町道になって除雪等で負担が掛かる、この負担ばかりなのがと。それが町道になったおかげで、何か利点というものはないかと聞いているわけです。例えば、先ほど申したとおり、歩道除雪車が無い、散布車が無い、それはもう県も分かっているのですから、そういうのであれば津南町にこれを支援しようかというような方向には向かないものなのですか。いかがでしょう。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

やはり町道になるわけでございますので、町の管理になって町も負担になるということでございます。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

分かりました。これ以上言っても理屈になりますので、これでやめたいと思います。
ありがとうございました。

議長（恩田 稔）

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

それでは、通告に基づきまして、壇上より一般質問を行います。私の今回の通告につきましては、大きく3点ございます。

1. 一つは、アメリカの高関税下における津南町農業の課題と米価高騰という問題についてお伺いします。

（1）アメリカのトランプ大統領が自国の貿易赤字の解消と産業の保護のため強引に行う関税政策による、津南町の産業、特に稻作、いわゆるお米ですけれども、この影響と今後の対応策についてお伺いいたします。

（2）昨年秋より続く国内でのコメ不足と極端な価格高騰について、今後の町の課題と対応策についてお伺いいたします。

2. 二つ目は、津南町の簡易水道と下水道のインフラ整備についてであります。

（1）環境省は、来年度4月よりPFAS（ピーファス 有機フッ素化合物の総称）を水道法上の水質基準の対象とする方針ですが、津南町の飲料水の実態はどのようにになっているのか。また、対応策についてお伺いします。

（2）もう一方、下水道の老朽化により国内で道路などの陥没事故が発生していますが、津南町の状況と今後のチェック体制をお伺いいたします。

3. 大きな三つ目です。カーボンゼロに向けて自然エネルギーの活用など、町の取組状況についてお伺いいたします。

（1）津南町では、2050年ゼロカーボンシティの実現を表明し、田園の中干しオフセット活動や小水力発電など可能な施策を支援していますが、今までの実績と今後の新規取組状況についてお伺いいたします。

(2) データセンターの実証実験は8年前に、正確に言うと10年前なのですが、津南原地区で始めましたが、なぜ頓挫してしまったのか。また、今後も有力な産業として期待されますが、データセンターの計画は無いのでしょうか。

壇上では以上でございます。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

7番、風巻光明議員にお答えいたします。

大きな1点目、アメリカの高関税下における津南町農業の課題と米価高騰に関する御質問の1点目、「貿易赤字の解消と産業保護のため行う関税政策による津南町の産業、特に稻作の影響と今後の対応策」についてお答えいたします。アメリカの貿易赤字解消のための関税政策については、アメリカへの輸出が多い産業分野では日本の貿易黒字となっていることが問題とされていることから、関税を高くする方針が出ているところであり、日本の製造業等の産業分野への影響が出てくることが考えられます。津南町の稻作への影響ですが、近年は町内の農業者で輸出用米として生産している実績は無いことから、コメのアメリカへの輸出に関して今のところ影響は無いと思われます。

2点目、「昨年秋より続く国内のコメ不足と極端な価格高騰について、今後の町の課題と対応策」についてお答えいたします。昨年秋から続いているコメの価格高騰については、インバウンド需要の急増などにより、あるいはおにぎりブーム、おいしいお米などにより、国内需要が増加したこと、供給面では長年続けてきた国の生産調整の影響や農業従事者の高齢化による生産者の減少により供給量が年々減少してきたことなどから、需要と供給のバランスが崩れ、超過需要が大きくなり、極端な価格高騰が起こっていると考えられます。町の課題としては、農業者の高齢化と担い手の不足が原因となり水稻作付面積が年々減少していくことが考えられることから、ほ場整備や担い手へ農地の急速な集積に伴う草刈り等の畦畔管理の負担軽減、スマート化などの生産性改善を通じた作付面積維持と、当然ながら津南産コシヒカリの品質の向上、関係人口、移住・定住を通じたコメの作り手側の呼び込みなどの諸施策を目指すことが必要と考えております。

大きな2点目、津南町の簡易水道と下水道のインフラ整備に関する御質問の1点目、「津南町の飲料水の実態はどのようになっているのか。また、PFASの対応策」についてお答えいたします。津南町で管理している水道施設は33施設あり、水源は53か所あります。水質検査については、水道法や環境省令に定める水質基準項目に基づき毎年検査を行っております。給水栓の水質検査は9項目検査を年8回、23項目検査を年3回、全項目、51項目ありますが、この検査を年1回行っており、水源地の水質検査は大腸菌検査を年1回、40項目検査を3年に1回行っております。検査結果はいずれも基準内となっており、安定的な水質を維持しております。PFASとは、主に炭素とフッ素から出来た化合物の総称で、健康への影響については国際的にも様々な議論がされておりますが、どの程度の摂取量で人体に影響を及ぼすのか明確ではない状況です。日本では令和2年にPFOS（ピー

フオス）及びPFOA（ピーフォア）について水害管理目標設定項目に位置付け、当時の科学的知見に基づいた暫定目標値が定められました。津南町においては令和6年に配水流量の多い中央地区において検査を行った結果、未検出となっております。令和8年4月1日よりPFASが水質基準の対象に含まれることとなります。本年度は全施設の水質検査を実施する予定です。

2点目、「津南町の下水道の状況と今後のチェック体制」についてお答えいたします。津南町の下水道事業は、平成5年に農業集落排水事業の所平地区の事業着工を初めとし、平成20年に下水道事業がおおむね完成しております。津南町の下水道施設は、下水道事業で処理施設1か所、管渠延長85km、農業集落排水事業では8地区で処理施設7か所、管路延長59kmとなっております。管路施設の材質は主にコンクリート管及び硬質塩化ビニール管で口径は15cmから70cmとなっております。いずれも耐用年数は50年で、一番古い管路施設で32年間経過している状態です。埼玉県における道路陥没事故を受け、国より大規模な下水処理施設に接続する口径2m以上の下水管路について緊急点検を行うよう指示が出されました。一方で、津南町においては該当する管路はございません。一方で、津南町においては、平成16年の中越地震、平成23年の長野県北部地震の時に全管路の点検を行い、異常をきたしている管路については災害復旧事業により布設替えを行っております。また、下水道法において、腐食の恐れが大きい箇所において5年に1回以上の頻度での点検が義務付けられており、直近ではマンホールの点検を行っております。今後も平常時においても道路面等に異常のある路線は隨時調査を行い、対応してまいります。

大きな3点目、カーボンゼロに向けた自然エネルギーの活用など町の取組状況に関する御質問の1点目、「町では2050年ゼロカーボンシティの実現を表明し、田んぼの中干しオフセット活動や小水力発電など可能な政策を支援しているが、今までの実績と今後の新規取組状況」についてお答えいたします。田んぼの中干しオフセット活動は、「J-クレジット制度」の中で、中干し期間延長で創出したクレジットを企業等に購入していただき、農業者の収益につなげる活動で、町は昨年、民間企業1社と包括的連携協定を締結しました。昨年実績では、町内2農業法人が取組に参加し、取組面積は23haでした。令和7年度計画では、取組申込者は法人及び個人を含め8名、面積はおよそ80haを予定しております。

小水力発電は、町の特徴的な地形である河岸段丘の落差と豊富な水を活用した地域特有の自然エネルギーとして、引き続き、脱炭素に向けた取組の一つとして有効活用していくと考えています。これまでの実績では、平成27年に町が設置した雑木山第2発電所や、信濃川水系中津川で令和2年5月から運転を開始した民間事業者による発電所があります。今後の新規取組としては、民間事業者3社が黒滝沢川ほか5か所での発電を予定しております。

2点目、「データセンターの実証実験を8年前に津南原地区で始めたが、なぜ頓挫したか。今後も有力な産業として期待されるが、計画は無いか」についてお答えいたします。平成27年7月、新潟県産業振興課事業として雪冷熱データセンターの実証実験用地の公募があり、当時、データセンター誘致を目指していた町が手を挙げたところ、県内4か所の中から津南町を選定していただきました。同年内に源内山集落からニュー・グリーンピア津南の左手において造成・設置工事を行い、翌春、雪を積み上げて実証実験を開始しました。平成28年6月の開所式には議員からも御出席いただいたところです。県は実証実験の受託

事業者に平成 27 年から 3 か年の実証実験を委託していましたが、町は受託事業者と 66 か月の用地貸借契約をしています。したがって、受託事業者は平成 27 年から平成 28 年と平成 28 年から平成 29 年の冬の 2 シーズンの雪を使って実験を行い、40 から 45% の節電効果があったと県に報告したと聞いております。しかし、この冬の 2 シーズンは 2 年連続の暖冬少雪で、町も農道の雪をダンプで運搬し、協力をしましたが、雪集めに大変な経費が掛かったと事業者から聞いております。町では、実証実験終了後も受託会社がデータセンターとして活用いただけるのであれば、土地の貸借契約を延長する用意がありましたが、実際にデータセンターとして稼働させるには設備の改修が必要だったと考えられ、県の実証実験委託期間後は特に活用されることなく、令和 5 年 3 月末に土地の貸借期間の満了をもって事業者が撤退を表明しました。令和 5 年末までに県の責任において設備は撤去となつたところでございます。なお、以前、町が誘致を目指していたデータセンターはより大規模なもので、農業用水を使った水冷式のデータセンターを誘致できないかと大手通信会社などに提案していましたが、営業成果にはつながらなかったと引継ぎを受けております。県の実証実験では、北海道の事業者が雪冷熱施設の設計を行っておりました。雪冷熱のデータセンターを造るのであれば、魚沼地域の特色に合った専門的設計が必要と考えます。また、今冬は大雪ではありましたが、気象庁の長期予測ですと、地球温暖化等により少雪化が進むとされているなかで、安定的に雪の確保ができるのかという懸念もございます。データセンターにつきましては、AI の高度化で産業としては可能性がある事業だと思いますけれども、当面の間、雪冷熱データセンターの誘致を営業する考えはありません。企業側からデータセンター用地としてお問合わせがあれば、対応させていただきたいと考えております。

議長（恩田 稔）

7 番、風巻光議員。

（7 番）風巻光明

それでは、トランプ関税から再質問させていただきます。この問題は世界的な問題のため、町でどうこうできるとかという問題ではありませんので、町としての考え方、あるいはどうあるべきかというような内容でけっこうだとおもいます。この辺について御答弁いただければいいかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。トランプ関税は相互関税といわれております。これは非関税障壁というものを幅広く検討されて各国に掛けているわけですけれども、では、具体的にどうかといいますと、アメリカの貿易取引先国全てに一律 10% の関税をかけております。その国によって上乗せ分を決めているわけですけれども、日本は 10% にプラス 14%、合計 24% の関税だと思います。多分、上乗せ分は 7 月まで保留というかたちになっておりますけれども。なかでも自動車産業とか鉄鋼アルミ関係、これはもうスタート時から 25% の関税をかけております。日本は 24% の関税なのですけれども、なんで日本がこんなに関税を高く支払わなければいけないのか、後で言いますけれど、現状、アメリカは 6 % くらいしか掛けていないのです。それがいきなり 24% に上がるということで、なぜそんなに上げなければいけないのだというような交渉に入っているのですが、先ほど言いましたように、日本には非関税障壁が 34% もあるから、

これでもまだ関税率は低いくらいだと主張されています。この論理といいますか、これについては、町としてでもけっこうですし、町長としてでもけっこうですけれども、こういった考え方は貿易上、妥当性があるとお考えか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

アメリカのトランプ関税についての様々な御示唆をありがとうございます。この問題については、国と国との交渉の話かと思いますし、特に一番大きな問題となっているのはアメリカ与中国の間の国際的な問題であるわけでございます。そのアメリカ与中国との間の、ある意味、貿易戦争については日本としては少し引いて見たほうが良い、余りそこに関わるようなことはしないほうが良いのだろうと思って見ております。御質問がお米への影響ということでありましたので、答弁で申し上げたとおりでありますけれども、時々、農産物が引合いに出されたりしておりますので、そういうところについては交渉の成り行きを非常に注視しておりますとともに、農業のほうもある意味、世界を意識した事業経営が求められている時代になっているということも痛感しているところでございます。

議長（恩田 稔）

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

一番大きな取引は中国でして、関税 50%くらい掛けるというようなスタートをしているようです。これについて先ほどから再三、非関税障壁と言っていますけれども、これがどういうふうなことなのかというと、関税以外で掛かっている費用があるのです。検疫とか検査とか品質検査とか。それが日本はかなり厳しく検査しているので、その費用が 34%くらい掛かっているのではないですかと言っているのですけれども、アメリカの計算の仕方は、あれだけ経済学者の立派な頭の良い人がいるのに単純な計算をしています。日本はアメリカに対して貿易黒字でありますけれども、その黒字額を全アメリカとの貿易額で割り算すると三十数%というのが出てくるわけで、そういうことで主張しているわけなのです。30 年前、GATT ウルグアイ・ラウンドがありました。覚えている方もいらっしゃるかもしれませんけれども。ここでは百十数各国が集まって関税の話をしたのですけれども、非関税障壁は認められたわけです。それを認めているのだけれども、その反面、ミニマムアクセス制度ということで、関税がゼロとは言いませんけれども、非常に少ない関税率で、その国によって枠を設けて、ほとんど関税ゼロというかたちで輸入ができるという枠がミニマムアクセスだと思います。こういったことでずっと貿易してきたのですけれども。何を言っているかきっと分からぬと思うので、では、実際にアメリカと日本はどういうふな関税の掛け合いをしているのかといいますと、今、代表的なコメは、アメリカから入ってくるコメに日本は 204%掛けています。倍です。逆に、日本がアメリカに輸出するコメ、アメリカは 6 %しか掛けていません。では、コメだけではなくて全体像はどうなっている

かというと、全製品を計算されたのだと思うのですけれども、日本がアメリカに掛けている全製品の平均値は3.5%です。アメリカは日本に掛けているのは1.2%です。これもアメリカが低くて日本は高く描けている。だから、アメリカが言っていることも私は分かるような気がするのですけれども。まず、この7月から24%の関税が始まりますけれども、こうなった場合、町としてはどのような影響を受けるのだろう。先ほど、「コメはアメリカに輸出しないから影響は無い。」と壇上ではありましたけれども、この関税率が適用された場合、町としてはどのような影響を受けると考えられているのか。この1点でトランプ関税は終わりますけれども、その辺について、お伺いしたいと思います。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

国会ではないので、交渉の内容というところについては私もよく分かりませんし、注視しているところでありますけれども、今、90日間の猶予期間が設けられているかと思いませんけれど、仮に、それがうまくいかなくて先行きが更に悪くなるような場合、既にもう景気が下向いてきて、いわゆる景気後退というふうな状況ですし、4月から6月も恐らく景気後退という可能性が高いわけありますけれど、そうなってきますと、町内経済もそうですが、景気が悪くなりますので、どういうふうな影響が町政に出ますかというと、やはり税収が下がるという影響が最も大きい影響になります。

議長（恩田 稔）

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

この件について、新潟県内の主要産業、農業も含めてマスコミがアンケートを取っておりますけれども、「今のところ余り影響は無い。ただ、近い将来、必ず影響は出てくる。」、そう答えたのが68%くらい、約7割弱の関係者がそのように答えています。では、どういう影響が出てくるのというと、今、町長がおっしゃったように、いわゆるインフレが進んでくる。そうすると不況になってくる。今でもインフレなのに、更にインフレが進んで不況になってくる。それから、この関税が来ると、国のGDPが3%、18兆円下抑えされるらしいです。そういうことで、非常に景気低迷になってくると、当然、回りまわって來るのは行政、地方自治体のほうに回ってきますので、税収が減ってくるというかたちになると思います。今「国会じゃないから。」とおっしゃいましたけれど、この辺の動きは十分注視しておく必要があるので、お願いしたいと思います。

これでトランプ関税は辞めまして、米価の高騰とコメ不足ということについてお伺いしていきます。私の参考資料が多分添付されていると思うのですけれども、御覧いただきたいと思います。これは今から65年前の昭和35年から令和元年までのコメの生産高と需要高、1人当たりの消費量が折れ線グラフで記入されています。下段の棒グラフは国の備蓄米の数量です。これが棒グラフで示してあります。このグラフで注目していただきたいの

は、平成 27 年からコメの生産高と需要高が逆転しております。いわゆる需要に対して生産が追い付かないという現象になっている。約 30 万 t、追い付いていないのです。そんな状況のなか、更に追い打ちをかけたのが輸出米が増えているということです。なかでもアメリカに対する輸出米が 2023 年度は全体で 30% 増で 4 万 6,000t 増えています。アメリカは前年比で 50% くらい日本からの輸入量が増えている。この、いわゆる生産が需要に追い付かない。それと、アメリカを主体とした海外へのコメの輸出が増えてきて、結果的に昨年秋から起きた令和のコメ騒動みたいなものが起こっています。こんな状況なのですけれども、こうなった原因を探っていかなければ対策はできないわけです。こうなった根本原因はどのようなことだとお考えになっているか、お聞きしたいと思います。

議長（恩田 稔）
農林振興課長。

農林振興課長（小島孝之）

御質問、大変ありがとうございます。原因というのがなかなか難しいところでもありますけれども、先ほど町長答弁でもございましたとおり、この米価高騰の原因というのは、議員もおっしゃいました需要と供給のバランスが崩れているといったところが原因かなと思ってございます。また、そういったなかで、国全体では作付面積が減少しているような、農業者の高齢化等がありますので、そういったことも原因で、長年続いている生産調整も問題になっているということも言われていますけれども、そういったことが原因で価格の高騰が起こっているのではないかというところでございます。

議長（恩田 稔）
7 番、風巻光明議員。

（7 番）風巻光明

そういうことも一つの原因なのですから、一番の根本原因を私のほうから申し上げますと、この棒グラフで昭和 40 年代と昭和 50 年代を見てください。国の備蓄米の数量です。これがデコボコしていますけれども、大体 600 万 t から 700 万 t に増えている。今はずっと 10 年間くらい 90 万 t しかないので。100 万 t ないです。90 万 t しかないので、当時は 600 万 t とか 700 万 t 在庫があった。政府はこれは大変だと。コメはどんどん作ってもらって有り難いけれど、余剰米が増えてきて困っていた。そこで始めたのが減反政策です。先ほど、平成 27 年に需要と供給が逆転したと言いましたけれども、減反政策を終えたのはそれからまだ先なのです。平成 30 年、50 年間やってきているわけです。結果的には、この減反政策を止めるタイミングが政府は間違ったのだろうと私は思います。したがって、こういうふうにコメ余りが昭和 40 年、昭和 50 年に出てきているから、当時もどんどん値段が下がってくる。1 個 7,000 円、8,000 円くらいの時代もあったのかもしれません。余ってるので、値段が下がってきました。そうしたら今度は、こんな儲からない農業なんかもうやっていられないということで、若者がどんどん農家離れをしたということで。農業人口はこの当時の半分になっておりますけれども。こういったことで、更に平均

年齢が今、国で 69.8 歳と言っていますけれど、多分、津南町も大体 70 歳くらいの平均年齢。稻作は超高齢化産業になっています。ここに手を入れないと。減反政策は終わったのですけれども、津南町だけではないですけれど、ほかの地域でもまだ減反政策をやっている所はあるらしいですね。補助金を出して、終わったのにやっている所が。それが良いかどうかというの別にして、ここで後継者対策を打たないと、もう手遅れになると思います。もう「農業立町です。」なんて津南町は言ていられなくなる。その辺にもっともっと力を入れてやっていかなければいけないのだろうと私は思いますけれど、どのようにお考えでしょうか。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（小島孝之）

御質問、大変ありがとうございます。議員のおっしゃるとおり、農業者がどんどん減っている、担い手がどんどん不足しているという状況でございます。これは全国的にそうですけれども、津南町も当然そうでござりますし、おっしゃるとおり、平均年齢も当然上がっております。そういうなかで町といたしましては、先ほども町長答弁にもございましたとおり、まず、担い手のほうに農地がどんどん集積されていきますので、そういうなかで、担い手が作りやすい農地を整備するということがまず第一かなということで、昨年来、ほ場整備を進めております。また、今年度から新しい事業で、経営規模が大きい法人の方と懇談会をしお話を聞いた時に、その方たちの一つの今懸念している材料として、「積が大きくなるのだけれども、畦畔管理がなかなか難しい。ほ場が増えるにしたがって、その辺が難しい。そうなると、ほ場の管理もなかなか行き届かなくなって、品質低下につながる可能性も出てくる。」というようなお話を聞いたなかで、今年度から担い手の農地の畦畔管理をその農地の所有者の皆さんからも手伝っていただける方に手伝っていただくような制度を、実証的なものですけれども、2 年間やってみまして、なるべく担い手の皆さんから作っていただく面積をより広げていただく、また、その農地でより一層良いお米を作つていただくような取組をしていければと思っております。この辺もまたいろいろお話を聞きながら、どういったものができるかというのは検討してまいりたいと思います。

議長（恩田 稔）

7 番、風巻光明議員。

（7 番）風巻光明

今、米価がどんどん上がってきて、少し落ち着いたところだと思うのですけれども、コメの値段が上がっているから、農家の人が楽になっているかというと、決してそうではないらしいです。それは何かというと、中間の卸売業者が非常に複雑怪奇にあるらしいです。これはまた別の時に質問いたしますけれども。要は、コメは儲からない、儲かるように少ししてあげなければいけない。消費者は消費者で、コメは高すぎるから安くしてもらわなければいけない。相反した要望があるわけとして、ここを国も多分、いろいろな補助政策

というものを出してくるのだろうと。生産者にも納得してもらえる、消費者にも納得してもらえるというものを出してくるのだろうと思いますけれども、これは国がやっているから、では、津南町もそれに乗じてということではなくて、やっぱり津南町は町単ででもいち早くやっていくべきだと私は思います。答弁はけっこうですけれども、そういうふうにしておくべきだなと思います。

そこで、コメの数量減はここに置いて、価格高騰に入ります。今年、品不足になって価格が非常に上がっているということで、今年3月にいよいよ政府の備蓄米を30万t、3回にわたって放出しました。ところが、5月末になんでも消費者に放出されたコメは入って来ないのです。1割くらいは流通してきたという話は聞いていますけれども。入って来ないどころか、5月末の時点でコメ5kg当たり4,400円を超えて最高値を更新した。3月に放出しているのに、5月になってもまだその状態だ。こんなに放出したのが3月なのに、なんで全然入って来ないのだろう、町としてはそれをどのように考えていますか。対策もあれば、教えていただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（小島孝之）

ありがとうございます。流通の関係がどうなっているのかというのは、私も詳しいところは分からなくて申し訳ないですけれども、今回、備蓄米30万tはほぼJA全農さんということで、そのルートが早く市場に出回れば、価格の安定化というものもあったのかもしれませんのですけれど、今はこういう状況になっているということでございまして、その辺というのは農協さん等に確認してみる必要かなと思ってございます。その原因については、こちらは把握していないです。申し訳ありません。

議長（恩田 稔）

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

今、農林振興課長がおっしゃったとおり、30万tの大半、90%近くかな、これはJA全農が入札で落としているわけです。ところが、余りにも一気に量が多くないので、JA自体の伝票処理が非常に複雑怪奇で、その伝票処理が間に合わない。それから今度は、これは皆さんよく御存じだと思うのですけれど、精米が全然間に合ってこない。細かい話だけれど、そのコメを入れる袋を手配したのだけれど、それもなかなか入って来ない。今度は袋詰めが間に合わない。今度は転売は禁止ですから、トラックを手配しなければいけないけれども、それもなかなかこれだけ多量のものを定期的に運ぶトラックが手配できない。輪を掛けて、今度は倉庫が見付からない。できないできない尽くしえずつときてしまったものですからこんなになっていて、中間業者に言わせると、「この放出された1回目の30万tは国民の皆さんのお口に入るには多分2か月くらい後でしょう。」と言っています。そうすると、計算するとちょうど今頃、回ってくるのかなと思っています。昨日のニュースでいくと、

2,400 円台が 2,200 円になったというような話も出てきていますけれど、これからそういうものが回ってくるのかなと。いずれにしても、政府も一気に出すから間に合わないですよ、そんな 30 万 t も出されても。そんな状況らしいのですけれども。今度は間に合わせようということで、いよいよ農林水産大臣が小泉大臣に代わりました。やることは早かったですね。今度は古古古米とか 2 年も 3 年も前のコメを。これも小泉大臣の時に 30 万 t 放出したのですけれども、10 日から 2 週間弱で、もう 2,000 円台のものがマーケットで売られるようになりました。すごいスピード感だったと思います。これは中間業者ではなくて、コメをダイレクトに大手スーパーとかコンビニとかネット通販に、これは今はやりの随意契約で出しているわけです。そうしたら、そんなに早く出回ったということで、これは大いに小泉農林水産大臣を評価したいと思っています。石破総理大臣は、これでは気が済まない。もっとコメの流通を増やすためにアメリカからの輸入米をもっと増やしましょうという動きが入っています。先ほど言ったミニマムアクセス米というものがあるのですけれど、これは関税がほとんど掛からないで輸入できるものです。ミニマムアクセス米は協定でいくと 77 万 t 日本にあるわけですけれども、大半の 45 万 t くらいがアメリカからの輸入品です。それを更に特別枠でアメリカから 6 万 t 増やしましょうと言って、とにかくコメ不足を無くしましょうということでやっているのですけれども、これにまた農家が大反発しています。「海外のコメを安く入れて来れば、日本のコメが安くなる。政府は、輸入米を増やせば価格が安くなるなんていう安易な手法を取らないでください。」と、そういうふうに今、切実に言っています。いずれにしても、生産者もそんなに儲からないし、消費者も今の価格では満足できない。どこを取っていくかというのは非常に難しい問題だと思うので、これは政府のやり方について見させていただこうかと思っています。コメ問題は、これで終わります。

次に、上水道・下水道に入ります。先に上水道の問題点であります。壇上で言いましたように、来年度 4 月から PFAS の水質検査基準が決められて、それを検査しないといけなくなりました。PFAS というのは、調べたら 1 万種類くらいあるらしいです。いろいろな原子と分子の結び付きでものすごくあるらしいのですけれど、その中で、先ほど町長がおっしゃった PFOA と PFOS という、その 2 種類が男女を問わず人体の多臓器に発がん性がある。さらに、胎児にも影響が出て流産をしやすくなるというデータが出ております。こういった非常に危険なものですけれど、これはフライパンの焦げ付き防止のコーティング剤とか、服の撥水加工に使うスプレーとか、泡消火器に使うものとか、PFAS は有機フッ素化合物というのかな、身近なものに使われています。先ほどの建設課長の答弁で、今年、中央水道を調べましたと言っていますけれども、報告書をインターネットで見ますと、津南町は 3 か所調査をしていますね。一つは亀岡・子種、もう一つは加用、もう一つは中央水道、この 3 か所を調査しています。お金も 1 検体 10 万円くらい掛かるのだと思うのですけれども。特に上郷のほう、3 か所検査したというのは何か特別理由があって、今年いち早くやったのでしょうか。その辺をお聞かせください。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

PFAS の検査についてなのですが、亀岡・子種水道と加用水道は町営水道ではなくて組合水道、集落のほうで管理している水道ですので、津南町が管理している水道としては中央水道 1 か所のみやりました。何年か前から PFAS についてはテレビでも取り上げられてきてるところで、来年辺りから水質基準に含まれるということで、検査項目に入るということで、取りあえずまずは 1 か所、一番排水流量の多い中央地区を昨年 1 回やってみよう計画してさせていただきました。検出されなかったのですが、その後、また近々、本当に検査の項目に入らなければいけなくなるということなので、その前に全箇所、1 年前なのですけれどやってみようというふうになりました。

議長（恩田 稔）

7 番、風巻光明議員。

（7 番）風巻光明

全箇所検査するということで、町民は安心すると思います。そもそもこの問題が出たのは、2000 年頃からずっとくすぶっていたのですけれども、クローズアップされたのが 2022 年、3 年前になりますか。岡山県のある町で基準値が 1 ℓ当たり 50ng、ナノという単位は 1 億分の 1 ですよね。それくらい微弱なものなのですけれども、これが岡山県の町では 1,400ng 出た。基準値の何十倍も出た。それで即時、町の人は水道使用禁止になりました。きっと水道を使ってはいけないというのは大分困ったのだろうなと思います。日本国内で過去 4 年間で 14 か所、基準値越えの箇所が出ております。さらに、現在の日本の規格は 50ng と言いましたけれど、アメリカはその 10 分の 1 くらいの 4 ng でやっています。これで世界の保健機構も、これはちょっと緩すぎるということで、もっと厳しくするということで、アメリカの基準値に近付ける動きにありますので、まだ厳しくなるのかなと思います。それで、津南町は大丈夫だろう、安心だろうということは言つていられないこともあります。それは日本全国のマップで、どこで検出されたかというのが出ているのですけれども、基準値越えは 14 か所出ています。ここをプロットして見ていくと、もちろん基準値以下なのですけれども、信濃川の周り、長野県北部地方がものすごく出ていました。もちろん安全なのですよ。安全だけれど微量出ているというのが出ていましたので、信濃川沿線とか長野北部地方でいずれ何かあるのかなと思っていますけれど、なぜ出ているのか調べている暇も無いし分かりませんでした。だから、津南町は北から南の両サイドから挟まれているので、ちょっと注意しなければいけないのかなと思いますので。この辺も先ほど建設課長、出口の所で検査ですよね。入口と出口と両方やらないと、入口である程度出ても出口で薄まってくるというパターンがあるので、多分、そこまでやらないと駄目なのではないかと思います。35 の水道があるということは、10 万円を掛けて 350 万円くらい掛かるわけです。それが倍になると 700 万円くらい掛かるので、その辺も財源といろいろ相談してもらって、とにかく安全な水をいつでも飲めるようにしていただきたいと思います。

次が下水の問題です。今年の 1 月 28 日に発生した埼玉県の陥没事故でございます。これは皆さん、記憶に新しいと思うのですけれども。これは、下水道管に起因する道路陥没事故で、大型トラックまでどんと落ちてしまって大変な大惨事になったわけですけれども、

この地点がどういう所かというと、非常に複雑に下水管とか雨水管が入り組んでいる所なのです。特に県の雨水管が直径 10m だそうですけれども、それが走っています。そして、市の雨水管は直径 5 m、これが走っています。市の純粋な下水道、これは直径 1 m ですけれど、この 3 種類が入っていて、よくあれだけの陥没まで気が付かなかつたなど不思議なのですけれども。原因は、クラックが入って、そこが呼び水になって引っ込んで空洞ができるのだろうということなのですけれど、技術的にまだ根拠が無いということです。先ほどの答弁で、津南町は塩ビ管で材質は腐食に強くて、直径が 20 cm から 70 cm とおっしゃいました。細いからまず心配はないよ、埼玉で起きたのは 1 m、2 m の管だから心配はないよとおっしゃったような気がしているのですけれど、細いから陥没の心配はないという何か根拠はあるのですか。教えてください。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

管径が小さいから心配ないということは無いのかなと思っております。やっぱり地中に埋まっているものなので、どのようなことになっているか、どのようなことが起こるかというのは分からぬと思います。しかしながら、津南町の管は、先ほどの町長答弁でもありましたけれど、硬質塩化ビニール管が主なものとなっております。一部、コンクリート管がございますが。この埼玉県で起こりました事故は、大きいコンクリート管がクラック及び腐食によって陥没したのだと言われております。津南町においても、中越地震、長野県北部地震の時に、同じように陥没した箇所がございました。それは復旧させていただいたのですけれど、やっぱり津南町においては掘削して、その掘削した部分が液状化によって陥没して、下水管を痛めたという状況になっております。点検につきましては、平成 16 年と平成 23 年の地震の時に全箇所点検しております。悪い所は災害復旧事業によりまして全てやり直しをしております。しかし、先ほどもお話をさせていただきましたが、地中に埋まっているものなので、今後、どういうふうになるかというのは分かりませんが、地中に埋まっているものが何か不具合がありますと地上のほうにも出てくるのかなと思っておりますので、路面状況等も注視しながら、そのように異常があると思われる所から、また調査をしながら対応していきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

7 番、風巻光明議員。

（7 番）風巻光明

陥没のメカニズムがまだはつきりしないと言っているのですけれど、これを受け国土技術政策総合研究所では、下水道管腐食に起因する道路陥没のメカニズムの実験をいたしております。これは詳しく言うと時間が掛かりますので簡単にしますけれども、結論的に言うと、どんなサイズの管でも 5 mm 以上のクラックが入ると急速に進行していくらしいです。地盤材料にもよるのですけれども、引込みが起こって空洞やゆるみが発生するという

のが出ています。新潟市が急に調査をしました。そうしたら、1か所空洞があった。21か所、空洞らしきものができている可能性がある下水管が見付かったと言っています。日本全体で陥没事故がどのくらいあるのかというと、この棒グラフを見てもらうとわかるのですけれど、一(風巻議員、資料を提示。)一 日本全体で平成の後半が1年間で4,000件、陥没が起こっています。令和に入るとちょっと少なくなって、2,800件くらい起こっています。では、どういう管径が一番多くなっているかというと、緑の円グラフがありますけれど、50cm以下が86%陥没が起きています。50cmから1mまでが12%でぐっと少なくなる。だから、管径が小さいから大丈夫だというような理論は成り立たないようございます。私も町を時々歩いてみました。マンホールなどでやっぱりちょっと陥没しているものがありますね。一番陥没が多いなと思ったのは、国道405号の陣場下から駅に行く通り。ここがぽつぽつと陥没していました、ところが、修復している箇所もありました。アスファルトか何かを周りに。ただ、修復のやり方も上からアスファルトを流し込むのではなくて、下の地盤から補強していくかないと、きっとまだ陥没していくと思いますので、その辺をやっぱり注意していかなければ駄目かなと思っています。修復したものは、上からただへこんだ部分だけアスファルトを入れた、それだけの修復なのでしょうか。要は、今後もよく点検をしていただきたいということを言いたいのですけれども、どうなのでしょうか。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

路面の修復につきましては、やっぱりその場所ごとの対応になろうかと思います。陥没といいますか、道路が薄く下がっている所は、やはりパッチングと言いますが、舗装を剥いで状態になりますし、沈みが大きくなってしまった部分、また、広範囲になってしまったという箇所につきましては、打換えとなろうかと思います。舗装を剥いで、下のほうに砂利を敷いて、固めて舗装をやり直すというふうな対応になろうかと思います。

議長（恩田 稔）

7番、風巻光明議員。

(7番) 風巻光明

時間が無いので最後の質問、カーボンゼロに向けての取組です。これはまた次回の議会に回そうかなと思っているのですけれど、1点、2点だけお聞きしたいことがあります。先ほどの町長答弁で、「中干しについては、23haを今度は80haに上げます。」というような答弁があったと思います。当初、スタート時は3名の方で7haから始まったと思うのですけれども、これだけ増やしたことによろしいのですね。1ha当たりCO2換算で最大5t減りますということになっていますが、そういうことでいいのか。

それから、小水力発電では、これも先ほど壇上で答弁がありましたけれど、黒滝川の水を使っていると思います。私が聞いている範囲では、黒滝川の所で漁業権の問題が出て、

魚の問題が出て、ちょっと難航しているというふうに聞いているのですけれども、それは解決したのかどうか。

その2点をだけ聞いて終わりにしたいと思います。

以上です。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（小島孝之）

中干しの関係でございます。議員おっしゃるとおり、今年度は農協さん等からも御協力いただきまして、農協の会場を取って、そこで興味のある方をお呼びして、業者からの説明会をさせていただきました。そういったこともあつたりして、法人・個人を含めて8名の方、全部で今のところ80haの申込みがあったと業者からは聞いてございます。ですので、そういった農協さん等の御協力もあって説明会を開いた結果、この取組をされる方が増えたかなと思ってございます。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

ただ今の議員御指摘の河川につきまして、その件は情報としては入っておりませんけれども、以前、別の河川において事業者から相談をいただいたなかで、漁協さん等に協力をお願いした経緯はあります。

議長（恩田 稔）

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

—（午前11時54分）—

—（休憩）—

会議を再開し、一般質問を続行いたします。

—（午後1時00分）—

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

6番、筒井です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1. 大項目として、住み続けられる津南町になるために。

（1）人口が減少する原因として、過酷な豪雪が最大の要因となります。雪に悩まされないような住環境の整備が必要だと思います。庁舎を含め、主要公共施設の集約と町営住宅、立体駐車場、スーパー・マーケット、飲食店を含めた整備を考えてはどうで

しょうか。

- (2) 働く環境改善の一環として、まずは職員向けのハラスメント対策の指針を再度構築してはどうでしょうか。今の指針は、平成24年度に策定されたものでアップデートできていません。町職員を守るためにも声を上げやすい体制づくりを更に進めてはどうでしょうか。また、カスタマーハラスメントに毅然と対応できるための指針の策定をしてはどうでしょうか。庁内事業者でも参考になるよう指針を求めるます。
- (3) 今後、水道事業は持続的な財源の確保が必要です。そのために水道料金の改定を行うべきと考えますが、どうでしょうか。
- (4) 現在、町が所有する公共施設の多くは、修繕費など維持管理費の増加が見込まれます。今後、公共施設のスリム化のために民間譲渡を検討し、早急に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。また、現在、貸し付けている公共施設の賃借料額を見直すべきと考えますが、どうでしょうか。
- (5) 今期、ふるさと納税の返礼品、特にお米について必要な量を確保し、ふるさと納税額の増加につながる見込みはあるか、お聞きします。

壇上では以上です。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

6番、筒井秀樹議員にお答えいたします。

1点目、住み続けられる津南町に関する御質問の1点目、「庁舎を含め、主要公共施設の集約と町営住宅、立体駐車場、スーパーマーケット、飲食店を含めた整備」についてお答えします。議員御提案の構想は、冬期間の住環境の改善とともに、公共施設等、生活に必要な諸機能が密集し、効率的で持続可能な町づくりを目指すコンパクトシティ、スマートタウン的な考え方も含まれているものと推察いたします。町では、役場庁舎をはじめ主要公共施設の老朽化が進んでおり、将来に向けて施設をどのように整理・維持していくか検討を進めていく段階と考えております。一方、町内には70以上の集落が点在し、人口減少、少子高齢化が急速に進んでおり、集落機能の維持も難しくなってきております。行政サービスも町内全域をカバーするために、冬場の除雪や公共交通、上下水道対応など、多くの財政出動が求められており、将来に向かって地域の在り方などを考えていかなければならないと思っております。これらへの対策の一つとして、役場庁舎をはじめとする主要公共施設や民間施設を集約し、スケールを小さく保ち、効率化を図ることで、冬でも安全・安心に生活できる、コミュニティの再生、住みやすい町づくりを目指そうという、スマートシティ、コンパクトシティの構想があると考えています。一方で、現在、町民の皆様は、自分の住み慣れた場所やそれぞれの地域で暮らすなかで、地域や農地、里山を守っていただいているところでもあり、これらの構想を進めるに当たっては、町民の皆様の意向や合意形成が重要であると考えています。これらを踏まえるなかで、今後、町の公共施設や公的施設について、同じ場所や同じ建物内に一体的に設置する、近隣に立体駐車場を備えた商業

施設等を統合整備する、豪雪・災害に強い安全な居場所づくりを確保することは、今後の持続可能な町づくり、地域再生を考える上では必要と考えております。いずれにしても、実現のために求められる姿勢としては、決して町民の皆様に今住んでいる所からの移動等を強制したりすることなく、あくまでも町民の民意を踏まえるなかで、町の財政状況等も勘案しながら、長期的かつ現実的な視点を持って公共施設の統廃合等により、冬季でも安全・安心、かつ持続可能な地域社会を構築できるよう、一步一步丁寧に進めていくことが大切と思っております。

2点目、「役場職員の健全な労働環境改善のため、ハラスメント対策の再構築及び、カスタマーハラスメント指針の策定」についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、平成24年に「津南町職員のハラスメントの防止等に関する要綱」や「ハラスメントに関する苦情相談への対応についての指針」、「ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針」を策定し、職場におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応等に努めているところです。現在、本要綱で定義しているハラスメントは、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及びモラルハラスメントであり、近年、職場の中で新たにハラスメントとして定義された、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント、時短ハラスメント、アカデミックハラスメント等の規定は無いことから、今後、新たなハラスメント規定を盛り込んだ要綱の見直しは必須と考えております。一方で、カスタマーハラスメントは、職場内というよりも、一般的には職場外の顧客等からの暴行、脅迫、暴言、不当な要求といった理不尽で著しい迷惑行為等と認識しています。町では、行政又は職員に対する不当要求行為等を未然に防ぐことや、要求された行為に対し組織として適切に対処するために、平成16年に「津南町不当要求行為等の対策に関する要綱」を定めております。この中で、「不当要求行為等」とは、

「1. 暴力行為その他社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為」、「2. 脅迫又はこれに類する行為」、「3. 正当な理由もなく、職員に面会を強要する行為」、「4. 亂暴な言動により職員に身の安全に対する不安を抱かせ、又は作為的に著しい不快感を与える等の行為」、「5. 正当な権利行使を装って、社会常識を逸脱した手段により、機関誌、図書等の購入を要求し、事業の変更、中止等を要求し、金銭若しくは権利を要求し、又は特定の第三者に有利となるような事項を要求する行為」、「6. 正当な手続によることなく、作為又は不作為を求める行為」、「7. 今、説明した1から6に掲げるもののほか、町の施設等の保全及び秩序の維持並びに町の業務の執行に支障を生じさせる行為」としております。職員は、不当要求行為等を受けたときは、これを拒否しなければならないとしており、所属長を含む複数の職員で対応する、毅然とした態度で冷静に対応しその内容を記録すること、津南町不当要求行為等対策委員会を設置することなどを定めています。町民の皆様をはじめ、来庁された方の御意見、御要望は真摯にお伺いし、丁寧に対応する必要があるところですが、不当な要求に対してはしっかり拒むとともに、毅然とした対応を取る必要があると考えております。現行の指針の見直しを検討するなかで、職員にもそのように臨むよう指導するとともに、クレーム対応等関連する研修を受講させるなど、対応力を付けるようにしてまいりたいと考えております。

3点目、「水道事業の持続的な財源確保のための水道料金改定の必要性」についてお答えいたします。水道事業は、人口減少による料金収入の減少、施設の老朽化や耐震化への対

策など、様々な課題に直面していることは御案内のとおりです。こうした課題を踏まえ、これから水道事業は、投資計画と財政計画との整合性を保ちながら運営されるように経営基盤強化が求められております。そのために、町では令和6年度から公営企業会計への移行、併せて経営戦略の策定に取り組んでいるところです。水道事業が抱える課題解決手段の一つとして、適正な原価を適正な料金で賄うことが基本原則となります。また、人口減少による料金収入減少に加え、最近の物価上昇や資機材の値上げ、人件費の上昇などの社会経済環境の変化も事業運営に深刻な影響を与えております。国においては料金改定に関し、まずは長期的な収支計算に基づき合理的な収支見通しを作成し、おおむね3年から5年ごとに見直すよう努めなければならないとしております。一般的に水道料金の値上げの提案がされると、町民負担感が増大することが懸念されますので、そうした面の配慮と費用負担のバランスを取ることが重要であると考えます。しかし、水道供給の安全・安心で持続的、安定的な事業運営を可能とするには、その裏付けとなる財源の確保が不可欠となりますので、料金改定について、今後、どう進めるべきか議論が必要であると考えます。これらを踏まえ、今年度、経営戦略を策定し、上下水道等を取り巻く環境の変化や社会情勢の変化等を見据えたなかで、使用料の改定を検討してまいります。

4点目、「公共施設のスリム化のための民間譲渡及び賃借料額の見直し」についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、町が抱える多くの公共施設はいずれも老朽化により、年々、修繕費や維持管理費が増加傾向にある一方で、町財政は厳しい状況でありますので、中・長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化を計画的に行う必要があります。町では、平成28年度に公共施設総合管理計画を策定するとともに、令和5年度に見直しを行い、施設の更新や長寿命化に関する事項について、長期的視野に立った基本方針を定めました。さらに、施設ごとにより具体的な管理方針を検討する必要があるため、令和2年度に個別施設計画を策定いたしました。しかしながら、実際は、施設の老朽化や各種設備の経年劣化と厳しい町財政のなかで、突発的な故障等による緊急的な措置への対応に追われているのが現状でございまして、他の小規模自治体同様、戦略的なアセットマネジメントはできていないのが実情です。したがいまして、将来的な公共施設等の在り方を考える上では、更新・統廃合・長寿命化を前提にしつつも、今後は、ニュー・グリーンピア津南の民間譲渡の動向等も参考にしつつ、他の公共施設についての民間譲渡も時期を逸することなく、取組を進める段階に来ていると認識しております。なお、現在貸付けをしている公共施設の賃借料額の見直しについては、昨年度、各課長を中心に事務事業見直しの中で検討がされました。貸付け相手方の施設の使用状況等を検討した結果、据置きとすることの判断に至ったところです。

5点目、「今期のふるさと納税の返礼品、特にお米について、必要な量を確保し、ふるさと納税額の増加につながる見込みはあるか」についてお答えいたします。町のふるさと納税の返礼品の主力となっているお米は、令和6年度実績件数で見ると全体の8割を超えており、ふるさと納税額を引き上げる原動力となっております。昨今のコメ不足と価格高騰により、町においても人気となっており、現在、ほぼ令和6年産米は無くなっています。令和7年産米の予約受付となっております。今後、米価格動向に左右されるところが大ですが、コメが今後も主力返礼品であることに変わりはございませんので、ふるさと納税を通じてお米を提供いただけるよう、生産者や小売業者に引き続きお願いし、働きかけを行ってま

いります。

以上です。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

再質問させていただきます。

まず、1番目からですけれど、コンパクトシティに関して言うなれば、町営住宅建設に関しては皆さんがそこに住むという話ではなくて、住みたい方に住んでいただく、そして、その町営住宅に住んだ上で余力のある人たちが今住んでいる一般住宅の除雪作業のお手伝いやほかの除雪作業のお手伝いに行けるのではないかということで、雪の無い環境の住設備を考えております。町は、人口減に伴ってダウンサイジングしながら成長戦略を打ち出していくかねば、生き残っていけない難局を迎えているというのは町長も十分承知しているかと思いますが、国も地方も公的施設の耐震化の対応や施設の老朽化への対応が求められています。また、地域における人口減少に応じた公共施設等の集約、再編、活性化が必要な状況です。前回の定例会でコンパクトシティを修正されました。今後、高齢化が進む津南町としては、移動も不自由な町民が増えるなか、ワンストップサービスを提供できる体制、例えば、無人車が敷地内を送迎してくれるような、いわゆるスマートコンパクトシティで町民生活の向上につなげたら良いかと思いますが、町長は魅力あるまちづくりをどう考えているか、もう一度お聞きします。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

議員おっしゃいましたお話については、冬期間の暮らしやすさという意味でも魅力を感じる住民もいらっしゃると思っております。また一方で、町の取組の優先度といたしましては、今、取り組んでおりますニュー・グリーンピア津南の行方と、また、これから向かってまいります保育園の再編による建設、また、町立病院の出口戦略等、非常にここ一、二年で様々な判断が求められる非常に難局、はつきり申し上げて、いよいよな状況にあると思います。細かい話で申し上げていない難題も複数あるところでございます。非常に希望が持てる案だと思いますけれども、こういった今抱えている課題を優先にしながら、将来的にはこの町の中である程度、駐車も気にしない、高齢化に対応できた住宅というところについても考えていくような段階が来れば、それは一つ魅力になるのかなと思っておりますし、そういった民間投資を呼び込みができるような、そういった魅力度を高めていく必要があると思っております。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

(6番) 筒井秀樹

なんでこんなことを申すかといいますと、東京都庁の移転に関して、構想から50年掛かっているのです。津南町も例外ではなく、建物等々がもう古くなっています。総務省、国土交通省、財務省でも公共施設の集約化・複合化等を推進しているので、一日でも早く検討に入り、総合管理計画等に盛り込むべきだと考えるのですが、いかがでしょうか。施設の長寿命化では、もはや修繕費が間に合わない現状となってきているのではないですか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

津南町の公共施設等総合管理計画に関わるところのお話かと思っております。議員の御指摘にあったところも含めてなのですが、当然、町が管理するあらゆる公共施設の維持管理、更新等々を着実に今後進めるということでは、やはり中長期的な視点を持って取組をしていくことが必要だと私どもも考えております。そういったなかで、この計画期間、議員も御存じのとおりでございますが、平成28年度から令和27年度という30年間の長期の計画となってございます。この間、令和5年度になりますが、この管理計画の一部見直し、改定を行ったところでございます。このなかでは、今、議員のほうからも御指摘があったところもあるのですが、これを全く長寿命化を図らずにやった場合、また、ゼロベースで整備をした場合ということで比較をすると、当然、更新費用等々については、ゼロベースで単純更新した場合よりも長寿命化の対策を実施したほうが津南町の更新費用としては少なくて済むということがうたわれております。また一方で、今、議員から御指摘がありました、修繕費が町の財政に今後どれだけ影響があるかということになりますと、この計画期間の令和27年度までの今後23年間を見ますと、使用可能額と今後の必要額にかなりの乖離がある、額として大きな乖離があると思っています。したがって、更新の財源不足ということが見込まれているというような結果になっております。そういうことを踏まえて、今後、どうするかということになりますが、今、御指摘がありましたので、令和7年度になりますが、隨時見直しということがこの計画の中でうたわれていますので、最終の令和27年度までにまた必要なものは、修繕費も含めて、この計画の中で見直しをしていきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

(6番) 筒井秀樹

今年も大雪だったので、町民の方たちを回ると、「そろそろ子どもたちの近くにアパートでも探そうか。」とかいう寂しい声がしたり、「燃料費が20万、30万掛かってしまった。」とかいう悲しい声を聞くのですけれども、御存じかもしれません、山形県上山市には田

んぼの中にそびえ立つタワーマンション、「スカイタワー41」があります。中にいる方になると、利便性が高く買い物は車で5分、駐車場も広く、断熱性能も高く光熱費の節約にもなり、雪国の一戸建てでは避けられない毎冬の重労働の雪かきや雪下ろしから解放されたことも大きいそうです。こういった住環境を更に集約し、運転も必要のない、冬は雪に関わらないなら、老後も津南町で十分住んでいけるかと思うのです。財源も無いことですから、ぜひ早めに考えていただければと思いますが、いかがですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

御指摘の件はごもっともかなと思います。人々の生活県内の中に必要な施設が集約されることによって、交通の不安からも解消されたり、買い物の面で苦労する人も少なくなってくるということで、これは効果はメリットとして期待できるのかなと思いますけれども、やっぱりこれから進めるに当たって、相当慎重に考慮、計画していくかなければならないということで、御意見としては承っておきます。よろしくお願いします。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

重々承知しておりますが、頭の片隅に入れていただければと思います。

2番目の再質問になります。町長も若くして議員になり、そして町長となり、セクハラ・パワハラと思い当たる節はあると思います。庁舎内でのハラスメント研修等は定期的に行っていると聞いております。ハラスメントとは何ぞやというのは職員は皆認識していると思いますが、まず、最低限、平成24年7月20日に告示された「津南町職員のハラスメントの防止等に関する要綱」は皆さんに周知されているのでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

今ほど、議員のほうから御質問がありました、平成24年7月20日に確かに「津南町職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を作成しております。当然、職員でございますので、これについて要綱があるということは、職員は皆承知をしているかと思っております。また、加えて、今ほど議員のほうから御指摘もありました研修です。町でも今般の状況、ハラスメント状況等々も鑑みながら、職場の健康づくりとハラスメント対策を中心に今年の1月23日なのですが、実際にハラスメント防止研修会ということで庁内で開催させていただきました。実施した内容につきましては、働きやすい職場づくりのためにハラスメント対策の現状とか、ハラスメントの無い職場を目指してハラスメントの種類と職場へ

のダメージというようなところ、こういったものを中心に民間企業の専門の講師をお招きしまして実施をしたということでございます。この研修については、引き続き今年度もこういった研修に取り組むことによって、ハラスメントの研修を進めてまいりたいと思ってございます。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

ちょっとまた難しいところへ入りたいと思います。私どものような民間企業だと、お客様のクレームやハラスメントがあった場合には「じゃあ、よそに行ってください。」と言えるのですけれど、役場に関しては、もう役場一点しかないのでかわいそうな話かと思います。お客様の迷惑行為などのカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラから働く人を守る対策や、就職活動中の学生などへのセクハラ対策を企業に義務付ける改正法、いわゆる改正労働施策総合推進法が6月4日、参議院本会議で可決成立しました。行政も例外なく職員を守り、勤労意欲を低下させない働きやすい職場環境の提供は喫緊の課題だと考えますが、いかがでしょうか。少なくとも、対象者には複数人で対応する、先ほど町長もおっしゃっていましたけれど、ボイスレコーダー等による録音の対応、電話録音と併せ職員間での対応共有、接客中の防犯カメラの作動。これは若干、諸刃の剣にもなりますけれども。あと、休日の個人宅での対応、個人宅での固定電話機での録音、個人のスマホの録音等で証拠確保の上、毅然として対応できる体制づくりは盛り込むべきだと考えますが、いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

津南町職員に対するカスタマーハラスメントの御質問と承っております。先ほど、町長答弁でもお答えさせていただきましたが、町でも平成16年に「津南町不当要求行為等の対策に関する要綱」を定めています。その中で不当要求行為等ということで、先ほど、町長のほうから1から7ほど縷々御説明させていただきました。少し申し上げますと、職員に対する暴力行為、その他社会常識を逸脱した手段による要求の実現を図る行為、こういったものが挙げられるということになります。ただ、今ほど議員御指摘のとおり、町行政ということでございまして、その辺がしっかりとお客様の意見・御要望等をしっかりと受け止めるという町の姿勢等は必要なところではあります。この辺、どこを線引きするかはっきりできるか・できないかということにはなるのでしょうかけれども、先ほど申し上げました対応といたしましては、この要綱の中で「不当要求行為等の対応」ということが第8条にうたわれております。先ほど、町長の答弁、あるいは議員のほうから御指摘があったとおり、では、実際に具体的にどのように対応するのかということです。これについては、（1）で責任者及び所属長含む複数の職員で対応することが肝要だと。1人ではなく、責任者と

なる者が対応することが必要だということです。また、(3)では、今ほど議員からも御指摘がありましたが、やはり毅然とした態度で冷静に対応するということがもう一つあります。また、これも議員から同じような御指摘がありましたが、対応した内容というものをしっかりと記録するということ。こういったことを具体的なものとして職員に周知を図るなかで、しっかりと対応していく、職員を守っていくということで考えてはいます。更に加えて、今時の状況を鑑みますと、これでは足りないというものがあれば、また見直しを掛ける必要があるのだろうと思ってございます。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

何と言いますか、ハラスメントに関わるかどうかはあるのですけれど、津南町役場の最近の離職率が高いと思っております。そして、その理由は何だとお考えなのかと思います。ハラスメントだけではないと思いますが、ハラスメントに起因する部分も多々あるかと思います。私はまず、離職率の高い職場は労働環境の悪い職場で組織として駄目な部分があるのでないかと考えております。だから、新卒採用も少ないのでないかと考えております。今後、改正男女雇用機会均等法では、就職活動中の学生など仕事を探す求職者のセクハラ防止に向けた対策も追加され、企業に義務付けられるわけですから、津南町が率先して企業の見本になるような指針を作って、津南町の労働環境を少しでも良くなり、魅力ある津南町にしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

津南町の行政職員の離職率が最近高いのではないかというところです。確かに以前、私どもが入った時、役場行政に入れば離職をする人がそれほどいたかというと、そうではなかったかなと私自身も思ってはいるのですが、ただ、最近ここに来て、若い方を中心に行政を離れるという方も中にはいらっしゃると思ってございます。この離職の理由が、議員も先ほどおっしゃいました、この役場行政、あるいは仕事の中身等々を起因とするものなのかな、これがそういったことであれば、町としてはその対応をしっかりと取らなければいけないとは思っています。ただ、一方で離職をする理由も、私がこの職を預かる前にもそういうことがあったのですが、やはり今時の若者というのはキャリアアップというようなことで、今ある仕事が自分に向いている・向いていないもあるのでしょうかけれども、更に自分に磨きをかけたいのだと。具体的に言うと、例えば、保育士であった者が役場行政という組織の中にいたら行政職を目指したいというようなことで離職をした職員等々も、こんな事例もあるということではお聞きしております。また、これも役場の労働環境だけではなくて、家庭のいろいろなお子さん等々の理由で、やはりどうしても離職をしなければいけないというようなこともあったものですから、その原因・理由については、きっと様々

なことが考えられるかなと思っております。役場の離職率が高かったのが一概に環境が悪かったということではないと私どもは思っているのですが、ただ、そういったことであれば、当然、町としても必要な対策を講じていかなければならぬと思ってはございます。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

職員を守っていただければ有り難いと思います。併せて、職員を守る上で欠かせないのがSNSやメール等からの書き込みに対する対応だと考えます。職員個人が特定できるような掲示板の書き込み等は、発信者情報開示請求をして、相手に対して損害賠償請求をするなどをハラスメント要綱に盛り込んでいかがでしょうか。若しくは、発信者情報開示請求のための担保金等の費用の一部の立替えと事務手続を援助できるようにしてはいかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

私どもも要綱等々はあるのですが、今の議員から御提案いただいたところまで踏み込んだものはこの中ではうたっていません。今、御提案いただきましたので、今後。それは個人情報等々の関係でもきっと関連が出てくると思いますので、その辺、どこまで個人情報として守るべきなのか、あるいは守らなくていい部分なのか、そういったところを見極めながら、必要とあれば、こういった要綱の中で対策を講じていく検討も必要かなとは思ってございます。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

SNS等は、見る人が見るとかなりへこむような内容が結構書かれておりますので、これに対して、役場職員の労働意欲を削がれたりという部分は多々あるかと思いますので、十分に対応していただければと思います。あと同時に、逆にハラスメント等の内部告発についても、告発者を守るような体制づくりを整えていただきたいと思います。職場内で萎縮せずに声を上げられる環境づくりは、経営者として重要な要素であると考えますが、いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

少し趣旨が違うかもしれませんけれども、町も内部通報制度というものを設けています、そういう町が行っているところで違反ではないかとか違法ではないかという通報の通報者は守られる制度は当然あります。そこが今言われたハラスメントのほうに該当するというところでもないのですけれども、当然、私どもも職員労働組合のアンケート等でそういうところがあると、特定はいたしませんし、誰が通報したかも求めておりません。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

なんでこんなことを言うかというと、ハラスメント条項の中にも通報制度はあるのですけれども、なかなか告発者個人が特定されやすい職場環境なので、とてもしにくいというお話を聞いておりますですから、こういった話をさせていただいております。

魅力ある津南町になるために、快適な住環境、快適な労働環境、適度な収入は最低限必須な要素だと思いますけれども、まずは足元からハラスメント対策を強化して、津南町役場の労働環境を改善し、新卒者の募集が増えるようにしてはどうでしょうか。皆がうらやましがるような環境であれば、おのずと人は来るかと思います。中途採用の職員も多数おられわけですから、民間とどう違い、どう改善したら良くなるのか、官民双方の意見を集約して選ばれるような労働環境を構築したら、おのずとほかの民間企業よりも快適な労働環境を波及できるかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

副町村長会議というものがあって、県内の10町村で副町村長の集まりがあるときに、やっぱりそういう話が出てきておりまして、特に町村は、今、職員を募集してもなかなか応募が無いというところは共通の悩みでございます。今、言われた魅力ある職場づくりは本当に大切なのだろうとは思っています。なかなか待遇面では民間に負ける部分が今は当然多いところでございます。いかに津南町は働きやすいか、津南町を目指して来ていただく、そこは大変重要なところでございます。今、言われたハラスメントの関係ですけれども、県のほうもマニュアルを作っているところでございますので、そこら辺を参考にして働きやすい環境づくりに努めていきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

よろしくお願いします。

3番目の再質問に入ります。利用料の増額とは言ってみたものの、インフラ料金の増額は、この物価高のなか、利用者の理解を得るのは困難と思われます。なかなか矛盾したことを言っているのですけれど。そこで、水道事業費用の圧縮は喫緊の課題だと思っているのですが、人口減の津南町で人口が大勢いた設計での下水道処理施設を今から小さくするというのもコストが掛かりますので、一部スマートメーター化はいかがでしょうか。検針コストのバランスを見てですけれども、遠くのエリアや検針が困難な場所、漏水が起きそうな場所だけでも検討してはいかがでしょうか。今後の修繕エリアの早期把握のためにも有効ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

水道メーターの遠隔のメーターということだと思います。今現在、津南町においては遠隔メーターは使用しておらないところなのですが、遠隔メーターはかなり高価なものということありますし、また、その遠隔メーターを入れるとなるとシステムも必要なのかなと思います。また、このメーターにおいては8年に1回交換をしなければいけないという義務付けもありますので、なかなかコストも掛かっていくのかなと思っております。津南町においては今現在、シルバー人材センターさんにお願いをして検針をしていただいて、うちのほうで異常値がある所は再検針に行ってます。今現在の状態のほうがコスト的には少なくいっていると考えておりますけれど、スマートメーターにして役場のほうで見られるようになれば、再検針の建設課の事務的なものが減っていくのかなとも考えておりますので、今後の検討材料の一つとしたいと思います。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

コストの掛かる話はなかなかできないのですけれど、地形別的小規模下水処理施設が結構あるかと思います。恐らく今から30年前に建てられたものが多いので、そろそろ更新の検討も視野に入ってきているのかと思います。そうすると、建替え更新時の損益分岐点も見極めて利用者負担と処理施設再建築の費用を比較し、個別の浄化槽に切り替えたほうが安い場合もあるのではないかと考え、様々な策を検討してコスト圧縮に努めていただいた上で、適正な料金の検討をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

料金の改定につきましては、環境の変化とか社会情勢の変化とかいろいろございますけ

れど、それを見据えて考えていかなければいけないと考えております。この浄化槽につきましては、下水道関係は下水道事業と農業集落排水事業の二つありますけれど、これは農業集落排水事業の小さめの施設のことを言っているかと思います。そちらにつきましても、年数は30年くらいたっておりますので、更新という話もありますが、今現在においては長寿命化をしているということでございます。機械についても、機械の入替えとかもありますけれど、やっぱり人口も減少しておりますので、それに合った機械を入れていく。また、建物につきましても、少しずつ修繕をしていったりしてコスト縮減を図っているところでございます。農業集落排水施設というのは浄化槽の大きいもののことなのですが、個別の浄化槽への切替えというのも一つの手段なのかなとも思っております。そうなりますと、今度は逆の違う問題も出て来まして、では、道路内に埋設されている本管はどうなるのだとか、いろいろな面がございますが、個別の山間部のほうにおいて、そのように切替えをしていくというのも一つの手段ではないかとも考えております。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

町民生活の負担ができる限り少なくなるようなかたちでよろしくお願ひします。

4番目の再質問になります。前から申し上げておりますが、無償での公共建物の使用を認めることは大家責任だけ無限に発生します。中には借地料を負担し続けている公共の建物があります。ましてや指定管理制度で運営されている建物の管理費用、修繕費等を見ると、大家の経費縮減には寄与しておらず、指定管理の目的も効果も果たしていない。事業を行う上で、固定資産税や家賃を払えないというのも、もはや事業としてはいかがなものかと思います。今からでも無償の場合は、使用貸借契約に切り替え、大家責任から逃れるか、譲渡・売却する、若しくはきちんと賃貸借契約として、リニューアルも見据えた大家責任を果たせるだけの賃料を頂くべきだと思いますが、再度、お考えをお伺いします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

先ほど來の質問と少し関連してくるかなと、公共施設の関係というところにも出てきますが、先ほどの公共施設の管理計画の中でも少しお示しさせていただいたところもありますけれども、民間にお貸ししてある所も含めて本当に町の公共施設がかなり老朽化が進んできている、経年劣化が進んできていると思っています。そういうなかで町としても、貸付けして貸付料を頂いている所、また、無償で貸付けをしている所、また、指定管理という様々な方法を用いて町の公共施設を管理していただいていると思っています。そういうなかで、貸付けしている条件といいますか、その施設がどのように使われているか等々にもよって。先ほどの町長のお答えにもありましたが、昨年度も事務事業の見直しで課長中心に検討したのですけれども、それぞれ貸している施設の使用や目的が、例えば、福祉

的なところで使っているのか、それとはまったく違う集落の関係のところで使っているのか、様々な用途・方法があるものですから、そういったなかで、一概に全て貸付料を取るということはなかなか難しいということです。かつ、貸付けをしておっても、その見直しということも先ほど議員のほうから御提言がありましたが、今般のいろいろな社会情勢、あるいは人件費・燃料費、その他諸々経費が上がっていくなかで、なかなか貸付料金についてプラスアルファをして増額するということも少し難しいということで、先般の事務事業見直しの課長会議の中では出ましたので、そういったことを含めて。今ほど、議員のほうからは、そこも含めて見直しをしたり、貸付料を取っていない所は貸付料を取ってはどうかということではあったのですが、その辺は相手もいることですので、慎重に協議をするなかで検討してまいりたいと思っています。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

慎重にやっていただきてけっこうなのですが、通常、一般の民間事業者はきちんと税金を払って固定資産税を払うか、若しくは家賃を払って事業を運営しております。一部の事業者だけ、なぜ優遇されるのかというのはいかがなものかと思う部分が若干あります。行政としては、もうこれ以上運営できないような民間事業やエビデンスの無い民間事業に公金をつぎ込まず、町民生活の向上、町民の生命と財産を守ることに注力すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

先ほどの町長の答弁にもございました。今後の将来的な公共施設の在り方を考える上では、更新、統廃合、長寿命化等々を前提にしつつも、今般、ニュー・グリーンピア津南の関係でも皆様方にいろいろ御説明を申し上げ、いろいろな御意見等々を頂いておりますが、民間譲渡ということの動向も踏まえつつ、他の公共施設の民間譲渡もやはり時機を逸することなく検討する段階に来ていると考えておりますので、そのようなことで対応できればと思ってございます。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

いろいろとしっかりと検討していただきたいと思います。絶対に壊れない建物はございませんので、現時点で公衆トイレの建屋は雨漏りしているようですし、旧観光協会の建屋に関しても屋上に草が生え雨漏りしているとお聞きしておりますので、いろいろと考えて

いただきたいと思います。

5番目の再質問です。ふるさと納税ですが、津南町はコメに依存しているわけです。コメの不作や出荷先の変更、販売額の変更等があった場合、計画は民間がしているそうなので総務課は把握していないという話なのですけれども、ふるさと納税は増額見込みなのか、それとも予定どおりなのか、減収の見込みなのか、今の段階でのお答えをもう一度お願ひします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

ふるさと納税については、6億円ということで目標額を掲げましたが、令和6年度は残念ながらそこには到達することはできませんでした。先般もお話をさせていただいたところもありますが、総額で4億6,120万円ほどということになってございます。目標には少し達しなかったけれども、前年度に比べれば、かなり件数も多く、寄付金額も増額されているということで、町としては、この辺を更に目標額につながるように、今後、がんばっていきたいと思ってございます。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

そこでちょっと提案なのですから、ふるさと納税返礼品の安定化のためにも津南町の製造業の方をもう少し活用してはどうかと思います。津南町には、鋳物铸造技術を持った企業もあります。油圧シリンダーを作れる技術を持った企業もあります。こうした企業の技術をふるさと納税返礼品に取り入れられないかと思っております。恐らく企業側からは返礼品にならないと思っているかもしれません、工芸品としての需要は少なからずあると思います。町内事業者と行政がワイン・ワインになる関係を構築し、住み続けられる、働き続けられるまちにしてはいかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

御提言、ありがとうございます。先ほど来、少しお話がありました。町のふるさと納税に係るところは、お米の需要、こういったものが大きなところを占めているということでございまして、そのほかにも、雪下にんじん、アスパラガスというようなところもあるかと思います。こういったところのほかに、今、議員からいただいたようなものを町の返礼品として活用できるのかどうか、中間事業者、提供いただける事業者、担当ともその辺はよく協議しながら、取り入れができるかどうか、検討を進めていけたら良いと思つ

てございます。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

以上で終わります。

議長（恩田 稔）

1番、月岡奈津子議員。

（1番）月岡奈津子

1番、月岡奈津子です。

通告に従いまして、大きく2点、質問いたします。

1. 自然環境保護条例の制定について。12月定例会で自然環境保護条例の制定について、町は「将来的には開発行為が行われる可能性がある。その場合には視野を広げ検討する。」とのことでしたが、水源のほかに動植物も守る条例も近い将来に向けて今から必要なことではないか伺います。
2. ポイントシステムについて。前回の3月定例会で、町は「行政ポイントについて、早いうちにどこにどのようなポイントが入れられるか研究する。」とのことで、現在の進捗状況を伺います。

以上です。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

1番、月岡奈津子議員にお答えいたします。

1点目、「自然保護条例の制定について、水資源のほかに動植物を守る条例も必要ではないか」についてお答えいたします。津南町の自然資源をどう守っていくかにつきましては、12月議会で村山議員の御質問にもお答えしましたが、最近では栄村が「栄村自然環境保護条例」を一部改正し、特定保護動植物等の情報の無断公開の禁止等を盛り込んだと聞いております。津南町では、令和2年に「苗場山麓ジオパーク自然資源・文化資源保護憲章」を制定し、その中で、「人を知り、動植物を知り、山を知ろう」、「里山をきれいに保ち、動植物と共に存しよう」と動植物に関するもうたい、意識の高揚、憲章の周知を図っているところです。動植物保護について、国においては、国内外の絶滅の恐れのある野生生物の種を保存するため、「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律」が制定されています。新潟県は、令和3年に「新潟県希少野生動植物保護条例」を制定し、保護対象とする希

少野生動植物を定め、その保護を図り、良好な自然環境の保全を図っております。また、市町村においても条例等を定める動きが進んでおり、保護区域の指定、指定希少動植物の指定、捕獲等の禁止と届出に関する規定から二つ以上の規定をベースとしているようです。現在、県の条例があることから動植物の保護については一定の担保がなされておりますが、今後、観光産業と自然保護の双方を考えながら、関係機関、関係者と連携し、自然保護に関する条例の制定について検討していく必要があると考えておりますが、まずは水源地保全条例の制定に向け、準備してまいります。

大きな2点目、「ポイントシステム導入に向けた町の進捗状況」についてお答えいたします。町も津南スタンプ会と足並みを揃え、ポイントカード、ひまわりカード更新に伴う新機能として「行政ポイント」を取り入れができるよう、機器導入を含め、これまで鋭意検討を進めてまいりました。新年度に入り、国の補助事業活用を含め検討を進めた結果、国の補助金交付決定をいただき、導入機器のめども立ったことから、5月中旬にメーカー担当者を交えた町職員向けのシステム説明会を開催したところです。今後は、既に導入している先進地の活用事例などを参考にしながら、どの分野からどのような方法で取組を進めていくか、より具体的な検討に入ってまいります。活用の方向性としては、町が参加を促したい分野へのポイント付与や、町民の地域消費拡大につながる分野が考えられます。職員のアイデア次第で様々な活用が考えられます。地域の活性化がより図られるよう、各課職員が知恵を出し合い、行政ポイント付与の内容について、今後、更にブラッシュアップしていきたいと考えております。

以上です。

議長（恩田 稔）

1番、月岡奈津子議員。

（1番）月岡奈津子

では、再質問いたします。町は現在、水資源を守ることに関して条例化に向かっていますが、豊かな大地と水と緑に恵まれた津南町の自然は、観光と教育の大切な場所であると思います。そのなかで、町の希少動植物を守ることへの条例化に関しては、以前から必要性も話し合われるなか、進まないのはなぜでしょうか。実際、町内の希少動植物の乱獲についての実態は把握されていらっしゃるのでしょうか。伺います。

議長（恩田 稔）

税務町民課長。

税務町民課長（鈴木真臣）

ありがとうございます。自然環境保護条例ということで、12月議会でも村山議員からお話をいただきましたことにつきましては、先ほど、町長答弁で申し上げましたとおりです。今、水を優先的に先にということで取り組ませていただいております。この自然環境保護関係につきましては、非常に分野が広くて、栄村さんは自然環境保護条例ということで制定いたしましたけれども、なかなか範囲が広いものですから、実際には恐らく議員方で動

いていただいたのかなと承知しておりますところです。水につきましては、日本国内共通、世界共通のことですので、生活に直接関わることとして、知識としましては共通事項なのかなと思いますけれども、動植物につきましては、特に範囲が地域によって異なりますし、年によったり気候によっても変わってくるところでございます。これについては、専門知識の入った方を交えたり、また、動植物だけなのか、それとも、自然一般なのか。法律的にはいろいろあります。生物多様性基本法ですか、いわゆる種の保存法、希少生物、野生動植物の保存、外来生物に関するもの、様々な法律があるなかで、それを総称して制定する条例が必要なのか、それとも、個別に動植物、その中でも希少生物に限ったものが良いのかですとか、こういったものをこれでというのが非常に絞りづらい、まとめづらいという実態があるところで、なかなか進まない実態であるのかなと思っております。

議長（恩田 稔）

1番、月岡奈津子議員。

（1番）月岡奈津子

では、実際にこの津南町であった動植物の乱獲のお話をさせていただきます。ちょっと長いですけれども。津南町には、希少な蝶々を増やすため、辺りの草を刈り、蝶々が卵を産み、餌になる植物を植えるという様々な活動をして環境を守る方がいらっしゃいます。そこに、その蝶々を採取に来た人が、その人の目の前で貴重な蝶々を虫網で捕って、卵を葉っぱごと試験官に入れて持って帰るそうです。「おいおい、捕らないでください。」と注意しても、「ここは条例が無いでしょう。」と言われて終わりだそうです。町に隣接する栄村は、先ほど、町長答弁にもございましたが、御存じのとおり自然環境保護条例を制定し、動植物の自然環境が守られています。しかし、蝶々は動きますので、絶滅危惧種の希少な蝶々が県を超えて、津南町に来たら、捕まえられてしまうのです。ただの昆虫採集と違い、悪質なことがあります。秋山産といったギフチョウが60万円、ミヤマアゲハが30万円でネット販売されていることや、それらを採取に来る人は、まず、環境保護条例の無い所を狙ってくるのだそうです。また、手軽に稼げるバイトといって、学生が山伏山でユキグニコルリクワガタという希少な昆虫を50匹も捕っていったことがあり、気に巻き付けたトラップを仕掛けて生き物を捕っていくといった行為もあるそうです。植物も以前、結東集落で岩肌に上っている人のリュックの中からレッドデータに載っているウチョウランが100株も入っていたということがありました。この事実に関して、どう思われるでしょうか。

議長（恩田 稔）

税務町民課長。

税務町民課長（鈴木真臣）

貴重な情報をお話いただきまして、ありがとうございます。私自身、今のような話を今初めてお伺いしたところでして、大変申し訳ございません。レッドデータに載っている希少生物については法律で守られるべきものですし、新潟県の条例でも希少生物の保護条例というものが制定されておりまして、これにつきましては、当然ながら津南町の中におい

ても適用対象という状況でございます。津南町に条例が無いから津南町で希少生物を捕獲できるかというと、そういうわけではないということは間違いございませんので、その辺りにつきましては、もし、そういった方がいらっしゃれば、当然、通報なりしていただいてしかるべきなのかなと、このように思っております。また、今のようなお話があるということは間違いないということですので、先ほども申し上げましたけれども、津南町の中で守るべきものは何なのか。希少生物に限るのか、どの範囲なのか。また、その対象の地域は全町なのか、特定区域なのか。また、罰則規定を設けるのか、設けないのか。そういういろいろなことを条例制定には検討する必要がありますので、その辺りも検討しなければいけないですし、また、町の関係者としましては、ジオパーク推進室のほうにも自然保護に明るい方もいらっしゃいますので、そちらのほうの方にも御意見をお伺いする必要もあるのかなと感じております。

議長（恩田 稔）

1番、月岡奈津子議員。

（1番）月岡奈津子

先ほど、町長答弁でもございましたが、新潟県が制定している県の希少野生動物保護条例があり、町が秋山郷などにそれを掲示しております「パトロール中。絶滅の危機からみんなで守ろう」という捕獲目的に効き目があると思われる看板が何か所か立ててあります。津南町には、県が指定している動植物よりも更に珍しい動植物が生息しているすごい所なのです。ですので、こういった動植物を水と同じく、これから津南地域の動植物を守る条例がやはり必要なのではないかと思います。先ほども言わされましたけれども、津南町には希少動植物の専門的知識を持っておられる先生方もいらっしゃるなかで、協力していただいて、協議会を置く等のお考えはいかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

税務町民課長。

税務町民課長（鈴木真臣）

貴重な御提言、ありがとうございます。これまで申し上げましたとおり、まず、この保護が恐らくいろいろな希少生物がいるということで、12月議会でも村山議員からお話をいただきました。これについては、町でも表があつたりするところでございますので、これをベースとして、ジオパークの推進というところも含めまして、関係機関等々に相談しながら検討してまいりたいと思っております。

議長（恩田 稔）

1番、月岡奈津子議員。

（1番）月岡奈津子

これから津南町は、発展を願いつつ、住民生活はもちろん自然地域も今までより気を張

って視野を広げて守っていかなければいけない時が来ているのではないか。そして、先ほども町長からもございましたが、津南町の動植物が乱獲採取から津南町の自然環境を守るために、津南町には苗場山麓ジオパークが掲げている「自然資源・文化資源保護憲章」という、町の宝である身の回りの生き物を大切に、持って帰るのではなく、その場で愛であることなど、住民とその子どもたちへのすばらしいスローガンがあります。しかし、ほかからは、その誓いを通り越して町の宝を持っていってしまうことはこのスローガンでは止められません。この憲章が生かされるためにも、水と同じく動植物も守ることがこれから津南町に必要なではないでしょうか。私たち住民の自治意識も高め、町と住民間の連携を強化して、良いまちづくりにつながらないでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

先ほど来、お話を聞かせいただき、勉強させていただいたところであります。「苗場山麓ジオパーク自然資源・文化資源保護憲章」に基づきまして、栄村と同じように当町についても看板を設置して、なるべく栄村さんと合わせた自然意識の啓発、また、住民の目があるぞという、そういった防犯意識といいますか、そういったもののために看板なども設置させてもらっているところです。条例が抑止力にという目的であれば、それも一理あるかと思います。また一方で、条例を制定された自治体は県内にもございますし、栄村さんにもお聞きする必要があるかと思いますが、一部の自治体においては条例の実効性を担保するためのモニタリングですね。十分に市の職員で監視することができていない、あるいは捕まえたりすることができていない、そういったお話を聞くものですから、単なる抑止力とするためのものであれば、それもやぶさかではないかもしれませんけれども、真に条例として実行力を担保するというためには、周辺自治体の先行事例はどうしているなどのこともお伺いしながらしっかりと考えていくたいと思っています。

議長（恩田 稔）

1番、月岡奈津子議員。

（1番）月岡奈津子

確かに、栄村さんもパトロールは今はどうなっているのかという部分もお聞きしてきました。うまく、というところもお聞きしてまいりました。先日、自然環境を守る条例がある妙高市の担当課へお話を伺いに行ってきました。今、そちらでは外資等お開発が始まり、大手に付随し、適切な開発計画を誘導し、地域と協同による環境保全を図るため、水路や水質検査、下水はどこにどう流すかなど、現在のものより更に細かく開発規制に関する条例の制定を進めているところでした。自然環境に関しては、大きい市ですので、外来種の駆除なども市民団体の方で管理していることや、職員も野外活動のときには名札の裏に自然環境保全管理者のカードを入れて名札を下げていること。こちらのカードは資格はいるのうですけれども、条例がありますよという証なのだそうです。ですので、これ

がありますと、活動しているなかでも、そういう方を見掛けると声を掛けやすいということをお聞きしました。今までに薬草などの大量搾取を見つけた際、その時もこういった名札を見せて、その時は警察を呼ぶなどの対応をしたとのことでした。物騒な話ですけれども、津南町がそこまでと思っていても、このまま津南町を守る力も今と同じではなくのではないかとか、先ほども言いましたけれども、発展を願いつつ、変わろうとする町の状況に合わせて希少動物を守る条例を準備することがこの先、水資源と同じく必要になる可能性はありませんか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

本日のお話を踏まえまして、またよく検討させてもらいたいと思いますが、先ほど、答弁で申し上げましたとおり、非常に幅広い分野での検討が必要あります。ただ条例を作つて抑止力にということではないと思っていますので、その辺のところをどのように、仮に条例を作ったとして回していくか、運用していくかというところも踏まえて、私どものほうでよく考えていきたいと思っております。この検討に当たって非常に参考になるなと思いましたのは、総務課における防犯の取組です。その防犯の取組については、地域の目があるぞというなかで、最近は様々な詐欺事例もございますけれども、比較的まだ十日町警察署管内ではある程度防げている面もございます。そういう住民の皆さんの中というのも十分に頼らせていただきながら、どのように実効性を持った対策をとらせていただけるかということはちゃんと検討してまいりたいと思っております。

議長（恩田 稔）

1番、月岡奈津子議員。

（1番）月岡奈津子

条例制定をしても様々なことが、ということですけれども、パトロール体制など人材確保や費用の側面、また、罰則規定などは付けたくないとのお考えもあるかと思います。駐在所に伺いました。駐在さんですから、怪しい人・車には声を掛けるそうですし、最近は、中にも荒っぽい方もいるそうで、駐在さんも捕まえる罰則を付けるということが目的ではなくて、法（条例）があれば、その下でパトロールはしやすいと、それはおっしゃっておりました。ですので、そちらのほうもひとつお願ひします。ですので、これから町内の開発行為が発生したら、その時点で関係者協議をして、保護条例等を検討しなければならないという町のお考えがどうか進みますよう、御検討願います。

動植物の条例に関しては以上です。

では、次にポイントシステムの再質問です。本年度より町の協力の下、津南町スタンプ会と連携して進めているポイントシステム事業について伺います。こちら、名称も決まり、「つなん つなごう ポイントカード『つな Po！（つなば）』」というポイントシステムカードになりました。この新しく始まる、つな Po カードのスタンプ会加入店舗等は、会員の

努力もあり前回よりも更に増え、現行の40店舗から新規申込を入れますと、現在81店舗、機械設置予定は88か所になりました。まだこれから増える予定だそうです。町は、ポイントシステムのスタートに合わせてプレミアムポイントを発行する予定とされていますが、今まで町はポイントシステムカードの会社から行政ポイントはどのようなことができるのか、また、そのメリットなども詳しい説明を受けられたと思います。まだ機器の導入もしていないし、やってみないと分からぬポイントシステムですが、先進地やカード会社の説明を聞くと、地域の活性化にとても期待される事業です。町は今後、どのようにことにポイントを付与する案があるのか、もう少し詳しくお願ひいたします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

それでは、行政ポイントに係る御質問ということでございます。今ほど、議員のほうからもお話がありましたとおり、町もこれを受けまして、5月中旬なのですけれども、町とスタンプ会の方と商工会の方からもお集りをいただきながら、カード会社さんからも縷々御説明を受けたとお聞きしています。そのなかで、これからどのようなことが行政ポイントとして付与するのが適当なのかということで、いろいろ考えられたということです。活用の方向性ということといたしましては、先ほどの町長答弁でもお話をさせていただきましたが、町民の地域の消費拡大、こういったところにつながる分野が考えられると思っています。また、町が、ぜひこういった町がやっている行政の事業に参加を促したいといった分野、こういったもののポイント付与が検討できるかなと思っております。ただ、具体的にどこの分野の、例えば、総務課、福祉保健課、教育委員会、どこの分野で今やっている事業とリンクをさせて結び付けるか、あるいはポイント数をどれくらいにするのか、この辺もまだ1回目の説明会でございましたので、はっきりと確認はできていないということですが、今後、そのころも踏まえてできればと思っております。ただ、議員からも先ほどお話がありましたが、他の市町村でもいろんな取組をしていますので、そういった先進地の行政ポイントを見ると、例えば、健康診断とか、あるいは議会の皆様にも関係がある議会報告会に参加をすると行政ポイントを付与するというのも散見されたと思っております。こういったところは本当にどこができるのか、今後、よく検討してまいりたいと思っています。

議長（恩田 稔）

1番、月岡奈津子議員。

（1番）月岡奈津子

では、提案になりますが、前回申し上げました、子どもたちの登下校時の子ども見守り機能というのは、その中に入っていますか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

今、各課に行政ポイントの導入検討調査をかけております。そのなかで、人口拡大、例えば、出生届、婚姻届、転入届にそれが活用できるかとか、子育て支援に活用できるかとか、教育関係なのですけれども、様々なイベントに参加したときにそういうものが付けられるかとかを検討しております。前回も確かに先進地では小学校の見守りサービスの一環のようなかたちで、学校に着いてらピッと、帰る時にピッという話を江村議員でしょうか、御指摘いただいたところがありますので、そこら辺も検討材料として上げております。まずは、この調査を今かけている最中でございますので、各課からどのようなことが上がってくるかによって、行政ポイントの中身も絞られてくるのかなと思っております。

議長（恩田 稔）

1番、月岡奈津子議員。

（1番）月岡奈津子

ありがとうございます。度々提案になりますが、最近は老人会を解散された集落も多いと聞きます。以前よりも高齢者の活動や交流などが限られた範囲になつてはいないでしょうか。個人参加でも楽しみや張り合いを持ってもらえる健康ポイントやイベントなどのポイントが付与されることで、健康の増進と福祉の向上を図っていただきたいと思います。また、津南町の生涯学習プログラムの入会や講座などにもポイントの付与があると、津南町の活動がますます活気づくと思いますが、いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

御提言、ありがとうございます。今ほども副町長がお答えさせていただいたところですが、今、各課に照会を掛けているというところで、そこからどのような既存の事業とリンクできるようなものが上がってくるかということではございます。ただ、今、議員から御提言のあった老人福祉の分野、あるいは子どもたちの部分、これは教育委員会のところで先ほど来、お話が出ている所も踏まえて、どこまでどういった連携が、また、何ポイント付与するのが適当なのかということは十分検討の余地はあろうかなと思っています。ただ、これも内容、回数、どこの事業にどれくらい取り組むかによって、町のほうも恐らく行政ポイントを。例えば、1円1点とか、いろいろなことがあるのでしょうかけれど、そういった町の財政的な負担もその事業の内容とかポイント数の付与の大きさによってはいろいろ出てくるものですから、そういった町の財源等も、財政的なところの裏打ちも含めて、また考えていくべきだと思ってございます。

議長（恩田 稔）

1番、月岡奈津子議員。

（1番）月岡奈津子

度々ですが、もう1点です。町長施政方針にもあります「子ども読書活動推進計画」という、子どもが読書に親しみ、読書習慣を身に付け、健やかに成長するための活動に、前回も提案させていただきましたが、図書館で本を借りた際に利用ポイントが付くなど、親子でも楽しみながら子どもたちの読書習慣の一つになれば良いとも思います。また、ボランティアなど、人手が必要なときもポイントを付与して人手不足の解消に利用するなど、ポイントが付くことは楽しみですしうれしいです。自分の活動がポイントになるという喜びや張り合いは大事だと思います。ぜひ、アイデア次第でいろいろできるということが説明会であったと思いますので、行政も様々な取組にポイントシステムを活用していただきたいと思います。先ほども申しましたが、加入店舗も多くなり、会費収入も増えて、より一層安定した地域通貨として、住民の皆様が町内での商店利用をされると期待でき、外貨も稼ぎますから、町内で使っていただき、町から行政ポイントを出していただいた分は、焦点を通じて、また町へと帰ってくる仕組みですので、町にはぜひとも町と地域住民をつなぐように様々な取組に取り入れていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（恩田 稔）

以上で本日の一般質問を終結いたします。

議長（恩田 稔）

以上で本日の日程は全て議了いたしました。

明日は定刻の午前10時に開議することとし、本日はこれにて散会いたします。

—（午後2時27分）—